

米国の韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチダンピング関税及び相殺関税  
21.5条パネル・上級委員会報告  
(WT/DS464/RW 2015年7月31日加盟国配布)  
(WT/DS464/AB/RW 2016年9月7日加盟国配布)

梅島 修（高崎経済大学経済学部国際学科教授）

I. 本件事案の概略

A. 本件に至る経緯

2007年10月25日 米国商務省、ターゲットダンピングの認定方法（いわゆる Nails 法）についてパブリックコメントを募集（その後 Nails II 法を開発）。

2012年1月26日、27日 米国商務省、韓国産家庭用大型洗濯機に対するアンチダンピング及び相殺関税調査開始を公告。

2012年12月26日 米国商務省、同調査の最終決定を发出。

2013年2月15日 米国商務省、韓国産家庭用大型洗濯機に対する最終措置命令を发出。次の税率の最終措置（預託率）を発動。

	<u>相殺関税率</u>	<u>ダンピング率</u>
サムスン	1.85%	9.23%
大宇	72.30% (AFA)	79.11% (AFA)
LG <i>de minimis</i>	13.02%	
その他	1.85%	11.80%

2014年4月1日 米国商務省、韓国産家庭用大型洗濯機に対する相殺関税及びダンピング関税第1回行政見直しの開始を公告。

2014年5月9日 ターゲットダンピングの新たな認定方法（差異価格設定法（Differential Pricing Methodology, 以下「DP法」））についてパブリックコメントを募集。

2015年9月15、16日 米国商務省、韓国産家庭用大型洗濯機に対する相殺関税及びダンピング関税第1回行政見直しの最終結果をそれぞれ公告。結果は次の通り。

	<u>相殺関税率</u>	<u>ダンピング率</u>
サムスン	34.77% (AFA)	82.85% (AFA)

大宇	81.91% (AFA)	79.11% (AFA)
LG 対象外	1.52%	

## B. 手続の概要

### 1. 時系列的経緯

2013年8月29日	韓国、米国に対して二国間協議を要請。
2014年1月22日	韓国、DSB にパネル設置を要請。
2016年3月11日	パネル報告書の加盟国配布（当事国配布は2015年11月13日）
2016年4月19日	米国、上訴をDSB に通知。
2016年4月25日	韓国、上訴をDSB に通知。
2016年9月7日	上級委員会報告書を加盟国へ配布。
2016年9月26日	紛争解決機関、パネル・上級委員会報告書を採用し、措置を協定に整合するよう是正することを勧告。

### 2. パネル、上級委員会委員の構成

パネル： Ms. Caludia Orozco（議長）、Mr. Mazhar Bangash, Mr. Hanspeter Tshdaeni  
 上級委員： Thomas R. Graham（長）、Ujal Singh Bhatia、Ricardo Ramírez-Hernández

### 3. 第三国参加

ブラジル、カナダ、中国、EU、インド、日本、ノルウェー、サウジアラビア、タイ、トルコ、ベトナム、ロシア。

## II. パネル報告書の要旨

### A. パネル手続についての第三国の主張

#### 1. 中国の Enhanced third party rights の要請

##### a. 中国の主張

中国は、本紛争と *US - Antidumping Methodologies (China)* (WT/DS471) とは顕著な重複があり、本紛争における議論に参加できないことは、双方の紛争の被申立国である米国に比して DS471 において不利となる、と主張して、DSU 10.2 条に基づき enhanced third

party rights、具体的には、全提出物の受領及びその他の情報へのアクセス、並びに全てのパネル会合に参加して、当事国へ質問を行い、短い意見を表明する権利を求めた(1. 11-1. 12)。

## b. パネル判断

中国の請求を却下する。

*EC - Hormone*<sup>1</sup> では、カナダと米国は EC の同一の措置について、同一のパネリストで、同一の専門家を採用して、事実問題を詳細に議論していた。当該事例では、平行する手続きにおいて不必要な重複を避けるという実務的理由から、enhanced third party rights が認められたものである。

本件と DS471 とは、米国の適用した方法についての法的問題が同一であるが、かかる側面のみでは当該権利は与えられない。中国は、DSU 第 9.3 条に基づく同一パネリストを要請していない。*EC - Banana III*<sup>2</sup> 及び *EC - Tariff Preferences*<sup>3</sup> で当該権利が与えられた第三国は、それらで争点とされた措置の受益者であったが、中国は中国産品に対する米国の措置を DS471 においてみずからの権利を主張することができ、その主張を別途のパネリストが審理する。さらに、本紛争の両当事国は中国に当該権利を付与することに反対している。

よって、enhanced third party rights を認める必要はない。

## 2. EU の第三国参加範囲の拡大

### a. EU の主張

本パネル手続では、DSU 附属書三を変更して証拠及び事実に基づく主張が第 2 回パネル会合まで認められている一方、第三国参加は通常通り第 1 回会合までである。これは、DSU 10.2 条が第三国に賦与している、当事国の意見に対する完全な意見表明権を認めていないものである(1. 14)。

---

<sup>1</sup> *EC Measures Concerning Meat and Meat Products (Hormones)* パネル報告書, *Complaint by the United States*, WT/DS26/R/USA, adopted 13 February 1998, as modified by Appellate Body Report WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R, paras. 8.12 - 8.15.

<sup>2</sup> *European Communities - Regime for the Importation, Sale and Distribution of Bananas* パネル報告書, *Complaint by the United States*, WT/DS27/R/USA, adopted 25 September 1997, as modified by Appellate Body Report WT/DS27/AB/R, para. 7.4 - 7.9.

<sup>3</sup> *European Communities - Conditions for the Granting of Tariff Preferences to Developing Countries* パネル報告書, WT/DS246/R, adopted 20 April 2004, as modified by Appellate Body Report WT/DS246/AB/R, Annex A.

## b. パネル判断

EUは enhanced third party rights を主張したのではなく、本パネル作業手続第8項が第三国の権利を縮小していると主張するものである(1.14/1.6)。本パネル手続は、通常と異なるものではないところ、EUが過去のパネル手続においてそのような異議を唱えたことはない(1.14/1.9)。EUは、第1回会合後に当事国に反論及び質問の回答に要する証拠及び意見表明を認めたことを問題としているが、上級委員会が *Argentina - Textile and Apparel*<sup>4</sup> において附属書三は証拠提出の期限を厳密に定めることとしたものではないとの解釈を示している通り、第三国に全証拠について意見表明をする権限が与えているものではなく、よって、当事国に第1回会合までに全証拠の提出を義務づけるものではない。同上級委員会は、パネル手続第8項に従って一方当事者が関連する議論として第2回パネル会合において提出した証拠に対して、反論の機会を他方当事者へ与えることを、承認している。また、第三国の権利は、当事国からの証拠提出がパネル手続の第1段階で行われることを前提としているものではない(1.14/1.14)。よって、EUの主張を却下する(1.14/1.16)。

## B. ダンピングに係わる韓国の申立

### 1. AD協定第2.4.2条に基づくターゲットダンピングの認定：W-T比較法の適用範囲（上級委員会、パネル判断支持）<sup>5</sup>

#### a. 事実：Nails II 法

本件の争点とされた Nails II 法は、ターゲットダンピングの存在の有無を機械的に判断できるよう、米国商務省が採用した分析方法である。この方法は2段階に分かれている。第1段階では、全輸出価格に「標準偏差テスト」を適用して、購入者、地域または時期によって異なるものであるか否かを判定する。第2段階の「ギャップテスト」では、かかる価格差が著しいものであるか否かを判定する。

第1段階では、CONNUM（商務省が認定した、調査対象製品のモデル）別に、購入者、地域又は時期によりグループ分けし、そのグループの販売価格の平均価格が標準偏差1（各グループについて、その平均値と全販売の平均値との差を2乗し、それらの平均値の平方根）に相当する価格よりも小さい（即ち、中央値から標準偏差1の値を引いた値よりも小さい）グループを特定する（それらグループを「ターゲットグループ」という）。かかる

<sup>4</sup> *Argentina - Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items* 上級委員会報告書, WT/DS56/AB/R and Corr.1, adopted 22 April 1998, paras. 79-80.

<sup>5</sup> 後述 III. A. 1. 参照。

比較を全 CONNUM について行い、標準偏差 1 に相当する価格よりも小さい平均価格のグループの合計数量が、全数量の 33%を上回っている場合、第 1 段階を満たし、第 2 段階に進む。

第 2 段階の「ギャップテスト」では、各ターゲットグループの平均価格と、各非ターゲットグループの平均価格のうち最も低い価格との差を計算する。また、各非ターゲットグループ間の平均価格の差を計算する。前者の差が後者の差の平均値を上回っていたターゲットグループがギャップテストを通過する。かかるテストを通過したターゲットグループの数量が全体数量の 5%以上であった場合、価格差は「著しい」と判断する。

ギャップテストを通過したときは、商務省は全販売について正常価額の加重平均価格と輸出価格の加重平均とを比較 (W-W 比較法) (ゼロイングなし) して計算したダンピングマージンと、W-T 比較法 (ゼロイングあり) で計算したダンピングマージンとを比較する。それらに意味のある違いがあった場合、W-T 比較法を全輸出販売に適用する (7. 10, 脚注 54)。

#### b. 韓国の主張

W-T 比較法を全輸出販売に適用することは、AD 協定第 2. 4. 2 条に不整合である (7. 11)。第 2. 4. 2 条の構成及び文言は、W-W 比較法または T-T 比較法が選好され、W-T 比較法という例外的な方法はパターン取引の要件を満たした販売のみに適用されることを規定している。*US - Zeroing (Japan)* 上級委員会<sup>6</sup>は、第 2 文の “individual export transactions” とは価格パターンを満たした販売を指す、としているところからも裏付けられる。

米国は、パターンとは調査対象企業の全米国販売を指していると主張しているが、これは誤りである。「パターン」とは購入者、地域又は時期によって著しく異なっている価格の輸出取引を指すものである (7. 12)。

#### c. 米国の反論

第 2. 4. 2 条は、第 2 文の条件が満たされた場合、W-T 比較法の適用方法についてなんら制限を課していない。*US - Zeroing (Japan)* 上級委員会<sup>7</sup>は、W-T 比較法の適用をターゲットグループに限定することができる、としたものであって、W-T 比較法の適用範囲が限定されると判断したものではない (7. 13)。

また、第 2. 4. 2 条第 2 文はパターン取引にのみ適用されるものであったとしても、パターン取引とは価格差の異なる販売であるから、かかる取引には価格の低いグループと高いグループの双方が含まれる (7. 14)。

---

<sup>6</sup> *United States - Measures Relating to Zeroing and Sunset Reviews* 上級委員会報告書, WT/DS322/AB/R, adopted 23 January 2007, para. 135.

<sup>7</sup> 前掲註 6。

上級委員会は、W-T 比較法について「ターゲットダンピングをつまびらかにする」と述べたものであるが、低価格のみならず高価格販売にも W-T 比較法と適用してこそ「つまびらかにする」(unmask) ことができるのである (7.15)。

#### d. パネル判断

本件の論点は、第 2.4.2 条第 2 文の第 1 節の「個別輸出取引の価格」と「購入者、地域又は時期によって著しく異なっている」を構成する輸出価格のパターンとが同一であるか否かである (7.21)。「個別」との文言は、全販売ではなく特定の輸出取引を指す。W-T 比較法を個別に適用する輸出取引の文言上の唯一の基礎はパターンを形成する取引、即ち、著しく異なる価格の輸出取引である (7.22)。また、同文第 3 節の “such differences” とは、パターン取引を指している。よって、パターン取引について W-W 比較法又は T-T 比較法によるダンピングマージン計算は適切でない理由を説明することが求められている。したがって、W-T 比較法はパターン取引にのみ適用することができる (7.23)。

この解釈は第 2.4.2 条の文脈から裏付けられる。同条第 1 文は「通常」W-W 比較法または T-T 比較法によりダンピングマージンを計算するとしている。それらは非パターン取引である。これは、パターン取引について、第 1 文とは異なる特別な配慮がなされることとしているものである (7.24)。

この解釈はさらに第 2.4.2 条の目的からも裏付けられる。交渉経緯において、「ここで問題は覆い隠された、選択的ダンピングである」<sup>8</sup>としている (7.26)。また、*US - Zeroing (Japan)* 上級委員会は、W-T 比較法は「必然的に」対称的比較方法の範囲よりも限定される、と述べている<sup>9</sup>ところから、第 2 文の “A normal value established on a weighted average basis may be compared …” の “may” とは調査当局に W-T 比較法の適用範囲について裁量を与える趣旨ではなく、W-T 比較法をパターン取引に限定して適用することができるという趣旨であると考えられる (7.27)。

よって、W-T 比較法の適用範囲はパターン取引を構成する取引に限定される (7.28)。

---

<sup>8</sup> Negotiating Group on MTN Agreements and Arrangements, Meeting of 16-18 October 1989, MTN.GNG/NG8/13 (15 November 1989), p. 11.。

<sup>9</sup> 前掲註 6, para. 131.

## 2. AD 協定第 2.4.2 条に基づくターゲットダンピングの認定：パターン取引について（上級委員会、パネル判断一部変更）<sup>10</sup>

### a. 韓国の主張

「パターン」との文言は、問題となっている価格群から、質的に認識でき、理解でき、かつ予測できる繰り返しまたは形式を意味する。単なる無秩序な分散ではなく、一定の設計又は目的が必要とされる。それは、第 2.4.2 条第 2 文の適用を正当化するものでなければならない(7.32)。

また、「著しい」との文言から、単に量的に多だけでなく、質的側面の分析を要する。通常の商業上の条件など外的要因による価格の差異である場合についてターゲットダンピングであるとの判断を避けるため、なぜ価格が異なるのかの理由を検討することを要する。(7.33)

### b. 米国の反論

「パターン」とは無秩序な価格分散を指すものでないことは韓国に合意するが、反復が予測できるものである必要はない。アンチダンピング調査の性質上、将来の行為の予測は求められていない(7.34)。また、第 2.4.2 条第 2 文の「著しい」との文言は量的差異以外の意味はない(7.35)。よって、調査当局は、第 2.4.2 条第 2 文により他の販売と輸出価格が量的にどのように異なるのか、また、その差異は大きいものであるかを検討することを求められている。外的要因、または輸出者のターゲットダンピングを行う意図、についての検討を求められているものではない(7.36-37)。

### c. パネルの判断

「パターン」とは、「一定の行為又は状況において識別できる、規則的で明瞭な形式または順列」(regular and intelligible form or sequence discernible in certain actions or situations)を意味し、無作為な価格分散を指すものではないことに争いはない(7.45)。争点は、価格の差異の理由を検討する必要があるか否かであるが、第 2.4.2 条はかかる理由の検討を要件としていない。特定の価格群が特定の購入者、地域または時期に係わって異なっていることが認められる場合、規則的で明瞭な価格の差異と言える(7.46)。しかし、かかる価格差異の目的について考慮することは求められていない(7.47)。

「著しい」とは、「重要な、特記できる、結果として生ずる」との意味である。韓国は「著しい」は「大きい」とは異なり、大きな価格変化があったとしても通常の商業的考慮

---

<sup>10</sup> 上級委員会は本パネル判断を支持。後述 III.A.2. 参照。但し、質的分析を不要と結論した点（パネル報告 7.119.a）を覆している。後述 III.A.4. 参照。

による当然の反応は、「著しい」、特記すべきものにあたらぬと主張するが、調査当局は、理由にかかわらず、価格差異が数量的に大きい場合、特記できるものと判断できる(7.48)。特定の価格差異の量、規模が「著しい」といえるか否かの判断は、個別事例の事実の状況によって異なるであろう(7.49)。US - Large Civil Aircraft (2<sup>nd</sup> Complaint) 上級委員会は、量的及び質的側面から失われた販売が著しいものであったかを検討するとした<sup>11</sup>が、それは市場が激烈な競争状況にあることに言及したものであり、販売が失われた理由について質的検討を求めたものではない(7.51)。

米国商務省は量的分析を行っている。よって、パターンに関わり価格差の原因分析を要するとした韓国の請求を退ける(7.52)。

### 3. AD 協定第 2.4.2 条に基づくターゲットダンピングの認定： 説明条項（上級委員会、本パネル判断取消）<sup>12</sup>

#### a. 背景：韓国産家庭用大型洗濯機アンチダンピング調査における商務省の説明

米国は、韓国産家庭用大型洗濯機アンチダンピング調査仮決定において、W-W 比較法はターゲットグループと非ターゲットグループの価格パターンの差異を覆い隠してしまうため、同法は採用できず、W-T 比較法を適用すると説明した。最終決定では、W-T 比較法により計算したダンピングマージンと W-W 比較法により計算したダンピングマージンとでは著しい差異があるとして、W-T 比較法を適用する、と説明した(7.54-55)。

#### b. 韓国の主張

第 2.4.2 条は「加重平均と加重平均又は個々の取引と取引とを比較することによってはこのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことについて説明が行われる」ことを求めているが、この「適切に」とは客観的な質的評価を求めている。当該差異が商業的に合理的である場合、W-W 比較法は、当該差異を適切に考慮することができる(7.57)。米国商務省は、ゼロイングを適用しない W-W 比較法によるマージンとゼロイングを適用して W-T 比較法により計算されたダンピングマージンとに差異があることを指摘したものであるが、かかる差異は W-W 比較法の本質的な側面及びゼロイングによる影響度の説明に過ぎず、第 2.4.2 条第 2 文の求める説明ではない(7.58)。

<sup>11</sup> United States - Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft (Second Complaint) 上級委員会報告書, WT/DS353/AB/R, adopted 23 March 2012, para. 1272.

<sup>12</sup> 後述 III. A. 5. 参照。

### c. 米国の反論

第 2.4.2 条は、通常の方法によるダンピングマージンと代替法によるダンピングマージンとに意味ある程度の差異がある以上の詳細な説明を求めている(7.59)。同条は、著しいパターンについて質的な分析説明を求めているものではない。同条は、ターゲットダンピングを隠している覆いを取り去ることにある。したがって、マージン計算方法によりターゲットダンピングが隠されてしまうか否かを検討することが論理的帰結である。よって、非ターゲットの輸出価格が正常価額を上回っている場合に W-W 比較法ではターゲットダンピングが隠されてしまうとの説明が求められているものである(7.60)。

T-T 比較法は、*US- Softwood Lumber V (Article 21.5 - Canada)* 上級委員会が指摘する<sup>13</sup>とおりの「同じ機能を果たす」ものであり、W-W 比較法との間に「優先順位はない」ところから、T-T 比較法と W-T 比較法との相違について説明する必要はない(7.61)。

### d. パネルの判断

第 2.4.2 条の説明条項における「適切に」とは、上級委員会が示した通り、特定の状況との関係において適当、似つかわしい、ふさわしいことを指すことに争いはない(7.71)。第 2.4.2 条は、いずれの説明が「適切」であるか規定していないため、同条の文脈における目的から検討する。上級委員会は、上述の通り、本条はターゲットダンピングをつまびらかにすることを目的としていると説明しているところ、米国商務省は、パターン取引が存在するから W-T 比較法を適用すると説明しているに過ぎない。かかる説明が認められるのであれば、同条が W-W 比較法・T-T 比較法ではなく、W-T 比較法を適用することの説明を求める必要はない(7.72)。

説明条項は、購入者、地域または時期以外の要因により価格差が生ずる可能性があるため必要とされたものと考えられる。価格差の存在はターゲットダンピングを示唆しているものであって、ターゲットダンピングが存在することを示す決定的な要因ではない。よって、調査当局は、ターゲットダンピング以外の要因により価格差が生じているものである可能性を全体的な事実の状況から分析しなければならない(7.73)。第 2.4.2 条第 1 文は W-W 比較法を通常の方法と規定しているのであるから、個別の輸出価格間の価格差を覆い隠すという W-W 比較法の本質的特徴は、W-T 比較法を適用する「説明」とはならない(7.74)。たとえば、調査対象期間の期首から期末にかけて生産原価が低下したことによる輸出価格低下は、時期によるターゲットダンピングではない(7.75)。

---

<sup>13</sup> *United States - Final Dumping Determination on Softwood Lumber from Canada - Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada* 上級委員会報告書, WT/DS264/AB/RW, adopted 1 September 2006, para. 93.

調査当局は、かかる事実状況を検討し、ターゲットダンピングではない状況に第 2.4.2 条第 2 文を適用しないよう検討する必要があるが、米国商務省は、洗濯機アンチダンピング調査においてかかる検討を怠った(7.76)。

ただし、W-W 比較法と W-T 比較法との比較に加えて、T-T 比較法と W-T 比較法との比較を要するものとは思われない。上級委員会は、調査当局は W-W 比較法または T-T 比較法を選択することができるとしている。T-T 比較法は負担が大きすぎるとして W-W 比較法を選択した後に、ターゲットダンピングの適用において T-T 比較法による分析を求めることは異常である(7.80)。

よって、米国商務省の説明は第 2 部の説明条項に不整合であるとする韓国の主張を却下する(7.81)。

**4. AD 協定第 2.4.2 条に基づくターゲットダンピングの認定： 韓国産家庭用大型洗濯機アンチダンピング調査における W-T 比較法適用のその他の問題（本判断は上訴されず）**

**a. パネルの判断**

韓国は第 2 回意見書において、米国商務省が第 1 段階の標準偏差の基礎として個別取引の価格ではなく輸出価格の平均値を用いたことは誤りである、充分性テストに不整合があるとの主張を行ったが、当該主張は第 1 回意見書において提出されていなかった(7.82-84)。米国の主張に対する反論は、WTO 協定不整合の主張とはならない(7.85)。また、パネルは当該米国の主張について検討する必要性はない(7.86)。よって、その他の韓国の主張については検討しない(7.88)。

**5. AD 協定第 2.4.2 条に基づくターゲットダンピングの認定： DP 法は As Such として審理できるか（本判断は上訴されず）**

**a. 背景：DP 法**

米国商務省は、2013 年の中国産キサタンガム・アンチダンピング調査から、Nails II 法に代え、差異価格設定法 (Differential Pricing Methodology, 「DP 法」) を採用し、2014 年 5 月、DP 法についてパブリックコメントを募集した。商務省は、この方法を韓国産大型家庭用洗濯機アンチダンピング第 1 回行政見直しに適用した。

DP 法の概要は次の通りである(7.100)。

- i. 第1段階：Cohen's d テスト
- 輸出版売を、CONNUM 別に分け、さらに、購入者は顧客コード別に、地域は郵便番号別に、時期は四半期別にグループ分けする。
  - CONNUM 毎に、あるグループ（同一の購入者、地域または時期の輸出版売）（以下「実験群」という）とその他の同一 CONNUM 販売（以下「対照群」という）がそれぞれ 2 取引以上あること、対照群は同一 CONNUM の全販売の 5%以上であることを確認する。
  - 全ての実験群について、Cohen's d テスト<sup>14</sup>を適用する。
  - その結果、差異が大きい（0.8 超）とされた実験群について、「著しい」差異があると認定する。
- ii. 第2段階：比率テスト
- Cohen's d テストにより著しい差異があるとされた実験群の販売額の合計が全販売額の：
    - ☆ 66%以上であった場合、全ての販売に W-T 比較法を適用してダンピングマージンを計算する。
    - ☆ 33%超で 66%未満であった場合、著しい差異があるとされた実験群について W-T 比較法を適用し、その他は W-W 比較法を適用して、ダンピングマージンを計算する。
    - ☆ 33%以下であった場合、W-T 比較法は適用しない。
- iii. 第3段階：「意味ある差異」テスト
- 上述の方法で W-T 比較法を適用して計算したダンピングマージンと、W-W 比較法により計算したダンピングマージンについて、次のいずれかの場合、W-W 比

<sup>14</sup> Cohen's d テストとは、「『グループごとの平均値の差を標準化した効果量』の代表的な指標」である。「2 グループの平均値の差を比較するとき使用し、平均値の差の効果量を以下のような式で求めることができる（実験群と対照群のサンプル・サイズが同じ場合）。一見、難しそうに見えるかもしれないが、実は平均値と標準偏差しか使われていない。（注：Kline（2004, p. 102）は、この計算によって得られる値は Hedges' s g であり、厳密には、この指標を d と呼ぶのは間違いであるとしている。しかし、d として使われることが圧倒的に多いため、本稿でもこの指標を d として扱う。）

$$d = \frac{(\text{実験群の平均} - \text{統制群の平均})}{\sqrt{\frac{\text{実験群の標準偏差}^2 + \text{統制群の標準偏差}^2}{2}}}$$

この計算から得られる値はグループごとの平均値の差を標準化したもの（standardized mean difference）になっている。算出される数値は、標準偏差を単位として平均値がどれだけ離れているかを表しており、たとえば、d = 1 なら、1 標準偏差（SD）分だけ離れていることを意味する。」水本篤・竹内理『より良い外国語教育研究のための方法』「外国語教育メディア学会（LET）関西支部 メソドロロジー研究部会 2010 年度報告論集」pp. 48-49.

較法では価格差を考慮することができない、意味のある差であると認定して、上述の方法で得た結果をダンピングマージンとする。

✧ 差が 25%以上あった場合。

✧ W-W 比較法ではデミニマスであったが W-T 比較法ではデミニマスを上回った場合。

## b. 韓国の主張

米国商務省が洗濯機アンチダンピング措置第 1 回行政見直しに適用した DP 法は書面化されており、本パネルは As such として審理できる。書面化されていないとしても、*US - Zeroing (EC)* 上級委員会の示した 3 条件<sup>15</sup>を満たしており、as such の対象となる(7.92)。

DP 法は、中国産キサントンガム・アンチダンピング調査から継続して制度的に適用されて、「規則または基準」となっており、一般的かつ将来にわたる適用がなされるものである。米国商務省は、既に 138 件の決定で使用し、一般的な（商務省がダンピングマージン計算を行うプログラムである）SAS コードに含まれている。さらに、米国商務省は、DP 法を今後も適用すると述べている(7.92)。

## c. 米国の反論

韓国の示した証拠は一連の事例又は反復した行為に過ぎず、*US - Zeroing (EC)* 上級委員会の示した基準<sup>16</sup>を満たしていない。よって、as such で審理できる措置ではない(7.93)。

韓国産家庭用大型洗濯機アンチダンピング調査において Nails II 法を用いたように、全ての事例で DP 法を用いたものではない。SAS コードは恒久的、固定的なものではなく、各事例の事実に即して変更される。また、韓国は、138 事例で使用した DP 法は同一であることを立証していない。さらに、それらには 32 の仮決定や商務省が不利なファクツアベイラブルを適用したため DP 法を適用していない事例を含んでいる(7.93)。

韓国の提供した専門家は本紛争で韓国を代理している法律事務所の者であり、中立的ではない(7.93)。

---

<sup>15</sup> Appellate Body Report, *United States - Laws, Regulations and Methodology for Calculating Dumping Margins ("Zeroing")*, WT/DS294/AB/R, adopted 9 May 2006, and Corr.1, para. 198. 上級委員会は、文書化されていない措置であっても、次の 3 要件を満たしているとき、as such で審理できるとしている。

(i) that the alleged "rule or norm" is attributable to the responding Member;

(ii) its precise content; and

(iii) that it has general and prospective application.

<sup>16</sup> 前掲註 15。

## パネルの判断

韓国は DP 法の内容を記述した書面を特定できなかった。US - Zeroing (EC) 上級委員会は、かかる場合、規則または基準の存在そのものが不明確であるおそれがあり、軽々に存在を前提としてはならないとして、規則または基準が被申立国に帰責されること、その正確な内容、その一般的及び将来的な適用について立証されて、初めて as such として審理できるとしている(7.97)。

このうち、DP 法は、米国に帰責されることについては争いがない(7.99)

DP 法の正確な内容について、韓国は商務省の多くのメモランダを提出した。たとえば、中国産キサタンガム仮決定後の分析メモによると、DP 法の説明が記載されている(7.100)。また、他の 2 事例においても、殆ど同一の文言による説明がなされていたところから、それらは、DP 法の正確な内容の証拠である(7.102)。

さらに、韓国は、米国商務省がコメント募集した、*Request for Comments on the DPM* を提出した。これは DP 法の正確な内容を立証するものである(7.103)。それに加え、元米国商務省アナリストが作成した SAS コードにより DP 法を実施していることの説明文書が提出され(7.104)、当該プログラムは個別事例では変更されないマクロプログラムであり、過去 2 年間使用されていることを確認した(7.015)。これに対し、米国は、購入者、地域、時期の定義が変更される可能性があることのみ言及し、DP 法の各テストに変更があったことを示さなかった(7.106)。

以上から、DP 法の内容について正確かつ完全に立証されたと認める(7.107)。

DP 法は一般的かつ将来的な適用があるかという点について、米国商務省はそのメモランダで、政策的選択として、DP 法を W-T 比較法を適用するか否かを検討する「新たなアプローチ」と述べている。単なる 1 方法の反復適用ではなく、一般的かつ将来的な適用の証拠である(7.109-110)。

韓国の示した 138 事例での DP 法の適用は、それら各事例で DP 法がどのように適用されたかについての分析を含んでいないが、全ての公表書類を提出しており、それらにより、DP 法の適用が不要であった事例を除く全ての事例で DP 法が適用されたことが示されている。本件の目的としては十分である(7.111)。米国は、W-T 比較法を適用する可能性のある全ての事例に DP 法を適用したことについて争っていない(7.112)。

韓国の提出した専門家の宣誓供述書は、一貫して DP 法を適用していることを示している一方、米国は、DP 法の重要な変更について何ら特定せず、将来において W-T 比較法の適用方法について発展させてゆくと述べたに過ぎない(7.113)。

以上から、*US - Zeroing (EC)* 上級委員会の示した高い基準<sup>17</sup>を満たしている(7. 115-116)。

**6. AD 協定第 2. 4. 2 条に基づくターゲットダンピングの認定： DP 法の AS SUCH 不整合（上級委員会、i., ii. を取消、iii. を支持）<sup>18</sup>**

**a. Nails II 法と共通の請求について：パネル判断**

DP 法の as such 請求 5 項目のうち、パターンの認定、W-W 比較法ではなぜ著しい価格の差異を考慮できないか、W-T 比較法の全販売への適用、の 3 項目については、韓国の主張、米国の反論とも Nails II 法と同様であるので、DP 法についても、次の通り、同様の結論とする。

- i. パターンについて質的検討は不要であり、量的検討を行った DP 法は第 2. 4. 2 条第 2 文に不整合ではない。
- ii. DP 法は、as such として、第 2. 4. 2 条第 2 文の説明要件に不整合である。
- iii. DP 法は、66%以上の場合に W-T 比較法を全ての販売に適用するところから、第 2. 4. 2 条第 2 文に不整合である(7. 119)。

**b. DP 法は無秩序な価格差異の集積に過ぎないのではないか（上級委員会、本パネル判断を支持）<sup>19</sup>**

**i. 韓国の主張**

DP 法は、無秩序（random）で無関係な価格差異の集積に過ぎず、購入者、地域または時期のいずれかに基づく価格差異のパターンも特定していない(7. 121)。よって、意味のあるパターンを認定していない(7. 122)。DP 法は、CONNUM レベルでの価格差異を分析したが、異なる購入者、異なる地域または異なる時期のいずれかで輸出価格が異なるか否かは分析していない(7. 123)。CONNUM レベルの分析は、中間段階としては認められるが、最終段階として、全 CONNUM について、購入者、地域または時期に関わる差異があるか否かを分析しなければならない(7. 124)。

また、DP 法は、全ての購入者、地域または時期のいずれかで価格差異が認定されたグループの販売額合計が全販売額の 33%を上回っている場合にパターンを認定するが、いずれ

---

<sup>17</sup> 前掲註 15。

<sup>18</sup> 後述 III. A. 4、III. A. 5、6. 4. c 参照。

<sup>19</sup> 後述 III. A. 1 及び III. A. 2 参照。

の1購入者、地域または時期も、かかる基準を満たしていない。即ち、DP法は、特定の購入者、地域または時期への輸出価格がその他の販売から区別できるものであることを評価することができない(7.125)。さらに、DP法は、高すぎる価格及び低すぎる価格の双方を集積してしまうため、無秩序なまたは誤った価格変動を集計しており、意味のあるパターンに欠ける(7.126)。

それらに加え、DP法は、購入者、地域及び時期について価格差異のあるグループを集積してしまうため、無関係な価格変動の分析となっている(7.127)。

### ii. 米国の反論

第2.4.2条はパターン分析を要求していない。DP法は、パターンを特定する方法であり、同条に規定されていない「ターゲット」を特定する方法ではない。よって、著しく高い又は低い輸出価格を特定するDP法は、概念の枠組みとして第2.4.2条に整合的である(7.128)。

また、第2.4.2条は、1購入者（または地域または時期）への輸出価格が全体として著しく異なることの認定を求めている。よって、CONNUMレベルで特定した価格差異を集計して、パターンの存在を認定しているものである(7.129)。

第2.4.2条は、1購入者への輸出価格と他の全ての購入者への輸出価格との間に著しい差異があることの認定も求めている(7.130)。また、著しい価格差異のある輸出価格グループを集積してはならないとする規定もない(7.131)。

### iii. パネルの判断

第2.4.2条の「購入者、地域又は時期によって」(among different purchasers, regions or time periods)との文節における“or”とは、among purchasers, among regions or among time periods という意味である。これは、それら3分類全体を集計してパターンを認定することを排除している(7.141)。また、among との文言は「特定の者について、その属するグループのその他の者との関係について用いる」

(McMillanDictionary.com)。よって、異なる購入者間での価格差異のパターンは、購入者のグループの中で認定されなければならない(7.142)。

したがって、購入者、地域又は時期それぞれについて高い価格と低い価格の計6タイプを集積することは第2.4.2条に不整合である。同条の“a pattern”とは、購入者、地域又は時期について、一つのパターンの認定を行うことを示している。全体で1つのパターンの認定を求めているものではない(7.143)。

また、パターンの定義から、同一のパラメーターに係わるものでない限り、パターン、即ち「一般的な認識できる形式または配列」、を認識することはできない。よって、極め

で高い価格と極めて低い価格とは、価格差異を立証する特徴が異なるため、一つのパターンに属しない(7.144)。

DP法の条件が満たされた場合、必然的にW-T比較法が適用される。条件が満たされない場合にはW-T比較法は適用されないとの事実は、DP法がas suchではWTO不整合ではないとするものではない。これは、ゼロイング手法におけるパネル、上級委員会の判断に極めて関連する(7.146)。

よって、DP法は、as suchとして第2.4.2条に不整合である(7.147)。

**c. W-W比較法におけるゼロイングの適用 (Systemic disregarding) – 「制度的な無視」 (上級委員会、一部を支持、他を無効とした)<sup>20</sup>**

**i. 韓国の主張**

DP法において非パターン取引にW-W比較法を適用する場合、当該比較の結果がマイナスとなった中間結果をゼロに置き換えてしまい、W-T比較法により比較されたプラスの中間結果と相殺しないこととしている。これは、第2.4条及び第2.4.2条に不整合な新たなゼロイングである(7.149)。かかる「制度的な無視」はダンピングマージンを違法に上昇させる(7.168)。

**ii. 米国の反論**

W-T比較法を適用する全ての販売についてゼロイングが認められるのであるから、W-W比較法においてもゼロイングが認められることに不合理性はない。また、W-T比較法により計算したパターン取引によるダンピングを覆い隠してしまわないよう、W-W比較法に基づくマイナスの中間結果をゼロとする必要がある(7.150)。

**iii. パネルの判断**

既に説明したとおり、W-T比較法はパターン取引のみに適用される。第2.4.2条第2文に定める例外の目的は、全取引の一部についてダンピングマージンを立証することにある(7.156)。この例外を第2.1条及び第6.10条の文脈で考えると、パターン取引についてW-T比較法により中間結果を得て、それらをゼロイングせずに合計し、輸出価格に対する比率で示す、即ちパターン取引の中間結果の合計を分子、輸出価格の総合計を分母とすることを要請している(7.157)。US - Zeroing (Japan) 上級委員会<sup>21</sup>は、個別の輸出者、生産

---

<sup>20</sup> 註19, 20, 21参照。

<sup>21</sup> 前掲註6。

者の設定がダンピングを行っているか否かについて全取引に基づき判断するとする一方で、第 2.4.2 条の “individual export transactions” とはパターン取引を意味しており、対称的な計算方法による場合に比して、ダンピングマージン計算の対象となる輸出取引は限定される、と述べている (7.158-159)。これらから、調査当局は、価格比較の対象をパターン取引に限定して、その合計の総輸出額に対する比率することが義務づけられている (7.160)。

よって、W-W 比較法から計算された中間結果を合計することは想定されていない。しかし、韓国はこの点について何ら主張していないので、当該合算は認められるという前提で、以下に議論する (7.161)。第 2.4.2 条第 2 文はターゲットダンピングをつまびらかにすることを目的としているのであるから、全取引における輸出者の全体的価格設定行為を評価することを求めることは、ターゲットダンピングを再び覆い隠すこととなり、不合理である (7.162)<sup>22</sup>。

第 2.4.2 条第 1 文は調査対象産品全体としてダンピングの有無の評価を求めており、よってゼロイングが禁止されるが、第 2 文はパターン取引におけるダンピングを明らかにすることにあり、マイナスの非パターン取引の中間結果との合算は、かかるダンピングを覆い隠すこととなる (7.163)。韓国は「粒状分析」(granular analysis) と称して正常価額を細分化することを主張するが、第 2.4.2 条第 1 文と第 2 文の文言上、正常価額を異ならせること、価格調整の方法を異ならせることとする基礎はない (7.165-7.166)。よって、W-T 比較法と W-W 比較法を合算しないことに第 2.4.2 条不整合はない (7.167)<sup>23</sup>。

また、「制度的な無視」は、パターン取引におけるダンピングを覆い隠さないようにするものであり、第 2.4 条の「公正な比較」に反するものではない (7.169)<sup>24</sup>。

#### d. DP 法の As applied 不整合 (上訴されず)

##### i. パネル判断

DP 法は as such で不整合と判断したものであるから、洗濯機アンチダンピング調査における as applied 不整合を検討する必要はない (7.171)。

---

<sup>22</sup> 上級委員会は、本パネル判断を支持。後述 III. A. 6. 参照。

<sup>23</sup> 上級委員会は本パネル判断を無効とした。後述 III. A. 7 参照。

<sup>24</sup> 上級委員会は本パネル判断を無効とした。後述 III. A. 7 参照。

## 7. W-T比較法の適用におけるゼロイング（上級委員会、本パネル判断を支持）

### a. 事実

米国は、D P法において、W-T比較法の間接結果にゼロイングを適用しており、かかる措置を一般的かつ将来的に適用することを認めている。即ち、パターン取引が全体の33%乃至66%であったときはパターン取引について、パターン取引が66%超であった場合には全取引について、W-T比較法により個別比較結果を得て、それら結果にゼロイングを適用してダンピングマージンを計算している(7.173)。

### b. 第2.4.2条不整合（上級委員会、本パネル判断を支持）<sup>25</sup>

#### i. 韓国の主張

これまで、上級委員会は、いかなるダンピング手続においてもゼロイングは禁止されるとしている。第2.4.2条第2文にゼロイングを認容する規定はない。同文は、単に、非対称な比較を認めたに過ぎない(7.177)。

#### ii. 米国の反論

上級委員会は、W-T比較法の適用におけるゼロイングの許容度について判断していない。W-T比較法の個別比較の結果は「ダンピングマージン」ではなく、調査対象産品全体のダンピングマージンを認定するための入力データに過ぎない。また、第2.4.2条第2文はゼロイングを禁止していない。文脈からしても、同文は第1文の例外規定である。もし、ゼロイングが禁止されているとすると、第2文は第1文と数学的に同等となってしまう、第2文を意味のない規定としてしまう。さらに、ウルグアイラウンドの交渉過程は、当該解釈を裏付けている(7.178)。

#### iii. パネルの判断

これまで、パネル及び上級委員会は、第2.4.2条第2文ではパターン取引における輸出者の価格設定態度に注意を払うとしてきたが、かかる価格設定態度の総体を考慮するものであり、パターン取引のうち正常価額よりも高い価格の個別取引を無視して良いとするものではない(7.187)。第2文の“individual export transactions”とは、パターン取引全体を指す(7.180)。また、individualとは、パターン取引の個別取引について、正常価額に対する高低に係わらず同等の重みを与えることを示唆している。少なくとも、第2文は、個別取引の一部を無視することを認めていない(7.190)。

---

<sup>25</sup> 後述 III. A. 8c. 参照。

第2文の目的は非パターン取引によりパターン取引のダンピングを覆い隠さないようにすることにある。パターン取引内部において価格が著しく異なることを検討するものではない(7.191)。

よって、W-T比較法の適用においてゼロイングを用いることは第2.4.2条第2文に as such で不整合である(7.192)。As such 不整合を認定したため、洗濯機アンチダンピング調査における as applied 不整合は判断しない(7.193)。

**c. その他の条項の不整合（上級委員会、本パネル判断を支持）<sup>26</sup>**

**i. 韓国の主張**

W-T比較の結果にゼロイングを適用することは一部の比較結果を無視するものであり、公正、公平とは言えない。よって、第2.4条に不整合である(7.196)。また、第2.4条に不整合であるから、第2.1条、GATT第6条1項に不整合である(7.197)。さらに、第9.3条は、第2条により立証されたダンピングマージンを上回ってはならないとしているところから、行政見直しにおいてW-T比較法の結果にゼロイングを適用することは、as such として第9.3条に不整合である(7.198)。

**ii. 米国の反論**

上級委員会が第2.4条はゼロイングを禁止しているとした判断は第2.4.2条第1文に根拠をおいたものである。第2.4.2条第2文は例外規定である。よって、ゼロイングは、第2.4条及び第2.4.2条第2文に不整合ではない(7.199)。したがって、第9.3条不整合でもない。

**iii. パネルの判断**

W-T比較の結果にゼロイングを適用することは、パターン取引における正常価額よりも高い価格の取引が無視されることから、公平は比較とは言えず、第2.4条に不整合である(7.206)。第2.1条及びGATT第6条1項不整合の主張については判断しない(7.207)。

また、W-T比較の結果にゼロイングを適用することは、ダンピングマージンを人為的に膨張させるものであり、第2.4条に不整合である。よって、第9.3条の「アンチダンピング関税は第2条により立証されたダンピングマージンの額を上回ってはならない」との規定に不整合である(7.208)。以上から、韓国産家庭用大型洗濯機アンチダンピング行政見直

---

<sup>26</sup> 後述 III. A. 8c. 参照。

しにおける W-T 比較法においてゼロイングの使用したことについての as applied 不整合の請求については判断しない(7.209)。

### C. 補助金協定に基づく争点

#### 1. 事実上の特定性 (R&D 税額控除補助金) (本パネル判断は上訴されず)<sup>27</sup>

##### a. 問題とされた措置

米国商務省は、サムスン社に交付された研究開発費に係わる税額控除 (RSTA 第 10 条 1 項 3 号 R&D 税額控除補助金) について、補助金総額に対して占める割合及び交付回数、特に、他の税額控除対象 99 社に比して多額の税額控除が賦与されたことを根拠として、「均衡を失した多額」が同社に交付されたとして、事実上の特定性を認定した(7.215)。

##### b. 韓国の主張

サムスン社は、2011 年税申告書において、補助金額の計算式に則って、その巨額な研究開発費に比例した税額控除を得たものである(7.217)。US - Large Civil Aircraft (2<sup>nd</sup> Complaint) 上級委員会<sup>28</sup>は、事実上の特定性は多数の受領者がいるにも係わらず措置としての中立性に欠ける金額が交付されたことを要するとの判断を示している。即ち、調査当局は、割り当てられるべき金額に比して極めて多額が交付されたか否かを評価しなければならない(7.218)。

米国商務省は、国内訴訟において差し戻された後の再審理において、サムスン社の課税所得に対する税額控除額の比率から「均衡を失した多額」と判断したが、課税所得の多寡は受領した税額控除とは無関係である(7.219)。

また、米国は、「経済活動の多様性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さ」の 2 要件について何ら検討していない。

以上から、補助金協定第 2.1 条(c)に不整合である。

##### c. 米国の反論

サムスン社は、本補助金対象 12,000 社に対する総補助金額の非常に高い比率を占めていた。再審理では、上位 99 社が請求した税額控除の平均額を上回っていることが明らかとなった。また、韓国政府が会社の収入又は資産額のデータを提出しなかったため、その代

---

<sup>27</sup> 上級委員会報告書、パラ 5.209 参照。

<sup>28</sup> 前掲註 11, パラ 877。

用として課税所得を使用したものであるが、減税率が明確となるものであり、サムスン社と他の上位 99 社の比較として優れた指標を提供している (7. 221)。

*US - Large Civil Aircraft (2<sup>nd</sup> Complaint)* 上級委員会<sup>29</sup>は、想定される補助金割当額と実際の割当額との比較から「「均衡を失した多額」であるか否かを判断するとしているものであるが、本件はその事例である。また、補助金協定第 2.1 条(c)は、かかる期待値を精確に数量化することは求めている。 *US - Upland Cotton* パネルも同様の見解を示している (7. 223)。

特定の計算式にしたがって決定され、規模に応じた配分がなされたということは、法的特定性がないとされる客観基準を主張しているに過ぎず、事実上の特定性とは無関係である (7. 224)。また、サムスン社は巨大企業であることを反映して R&D も多額となるため税額控除も高額となるとの主張は、比例配分されたものと判断するための事実としては不十分である (7. 225)。

補助金協定第 2.1 条(c)は、事実上の特定性を認定するための他の 2 要件として経済活動の多様性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さを規定しているが、特定の事例についてそれらが無関係であれば、調査当局は、当該 2 要件は当該事例と無関係であると認定すればよく、本件はその場合に当たる (7. 226-7. 227)。

#### d. パネルの判断

##### i. 当初調査の決定について

*US - Large Civil Aircraft (2<sup>nd</sup> Complaint)* 上級委員会は、「均衡を失した多額」とは、補助金資格条件から期待される額に比して、実際の割当額が極めて大きい場合を指すとしている<sup>30</sup> (7. 233)。上級委員会は、*US - Carbon Steel (India)*<sup>31</sup>、*EC and Certain member States - Large Civil Aircraft*<sup>32</sup> でも同様の判断を示している。本パネルは、それらに同意する (7. 234-236)。

米国は精確な数量化は不要であると主張するが、上級委員会は、関連するベンチマークとの関係を分析して「均衡を失した多額」となった理由を検討することが必要であるとしたものであり、調査当局は、かかる乖離の理由を調査する義務がある (7. 239)。乖離額を精

---

<sup>29</sup> 前掲註 11。

<sup>30</sup> 前掲註 11, パラ 879。

<sup>31</sup> *United States - Countervailing Measures on Certain Hot-Rolled Carbon Steel Flat Products from India* 上級委員会報告書, WT/DS436/AB/R, adopted 19 December 2014 パラ 4.389。

<sup>32</sup> *European Communities and Certain Member States - Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft* パネル報告書, WT/DS316/R, adopted 1 June 2011, as modified by Appellate Body Report, WT/DS316/AB/R, DSR 2011:II, p. 685, パラ 7.972。

確に数量化する必要はないが、量的または質的なベンチマークとの関係で、乖離の関係分析を行わなければならない(7.240)。

一定の計算式に基づく補助金額の決定は第2.1条(b)の法的特定性に該当しないことを示す客観基準であって、事実上の特定性とは無関係であると米国は主張するが(7.241)、上級委員会が指摘したとおり、かかる基準は「均衡を失した多額」か否かの分析の重要な要素であり、ベンチマークの特定に関連する(7.242)。その分析に多くの要因が関係するとしても、調査当局はかかる分析から解放されるものではない(7.243)。

米国商務省はベンチマークと実受領額との比較分析を行っていない。よって、当初調査の事実上の特定性の認定は第2.1条(c)に不整合である(7.244)。

#### ii. 再審理決定について

米国商務省の再審理決定は、韓国のパネル設置要請書の時点において存在しなかったため本パネルの審理の対象外であると主張するが(7.246)、同要請書の文言から、その範疇にある。また、再審理決定と同要請書に明示された措置とは密接なつながりがある。よって、本パネルの terms of reference に含まれる(7.249)。

米国商務省は最審理決定においても、上述の関係分析を行っていない。したがって、再審理決定も第2.1条(c)に不整合である。

#### iii. 2要件の検討について

経済活動の多様性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さの2条件について、*US - Countervailing Measures (China)* パネルが明示的に検討される必要はないとしていくところに賛成する。それら2条件の検討は義務であるが、それらの点について考慮したことが決定書から判断できればよい。しかし、第2.1条(c)の“account shall be taken”との文言から、調査当局には積極的かつ意味のある考慮が必要とされる(7.252)。

米国商務省は、本補助金は1982年に開始された等、韓国政府の説明を述べたに過ぎず、期間の長さについて積極的かつ意味のある考慮を行っていない(7.253)。経済活動の多様性の程度に関し、米国は、決定書において、韓国政府の提出した情報では産業別で支配的な利用または均衡を失した多額な交付の有無を検討できない、韓国はOECDメンバーで、G20の議長国である、本補助金制度に12,000社が参加していると述べていると指摘する。それらは関連する事項であるものの、異なった箇所指摘されたものであり、積極的かつ意味のある考慮を行ったとは言えない(7.254)。

## 2. 地理的特定性（設備投資減税）（上級委員会、本パネル判断を支持）<sup>33</sup>

### a. 問題とされた措置

韓国政府は、RSTA 第 26 条に基づき、ソウル過密制御地域の以外の地域に行ったビジネス資産投資について税額控除を与えていた。米国商務省は、本補助金について、特定の地域に限定されたものであるから、補助金協定第 2.2 条に基づき特定性があると認定した(7.256)。

### b. 補助金協定第 2.1 条(b) と第 2.2 条の関係

#### i. 韓国の主張

本補助金は客観基準に基づいて交付されているところから第 2.1 条(b) を満たしており、特定性はない。かかる補助金は、第 2.2 条に基づき特定性があるとは認定できない(7.258)。

#### ii. 米国の反論

補助金協定第 2 条に定める複数の特定性の基準の間に、優先順位はない(7.259)。

また、第 8.2 条(b)(ii)は「中立的かつ客観的な基準」を有する地域開発補助金は相殺措置の対象とならないとの特別規定を定めているが、第 2.1 条(b)により特定性がないとされるのであれば、同条は意味のない規定となってしまう(7.260)。

#### iii. パネルの判断

第 2.1 条(b)に基づき法律上の特定性はないとされた場合に第 2.2 条の適用を排除するとの規定はない。それら条項に優先順位はない。第 2.2 条に基づく地理的特定性を認定した後第 2.1 条(b)該当性を検討せよとする条項もない。よって、本補助金は第 2.2 条該当性にかかわらず第 2.1 条(b)により非特定とされるものではない(7.261)。

### c. RSTA 第 26 条補助金は企業の所在地に制限を加えているか。

#### i. 韓国の主張

本補助金を受領する資格は、韓国内のいずれに所在する企業にもある(7.262)。本補助金は、企業の取得した設備の所在地を基準として交付するものであって、企業の所在地とは無関係である(7.266)。第 2.2 条に基づく特定性は企業の所在地に係わる制限に焦点を当

---

<sup>33</sup> 後述 III. B. 1. 参照。

ている。1 企業の一部分が特定地域に所在することを要件としたものではない(7. 262-7. 263)。

#### ii. 米国の反論

RSTA 第 26 条は企業の設備が所在する地域を基準として補助金を交付するものである。他方、第 2.2 条は、企業の本店所在地に基づくものではない(7. 264)。第 2.2 条の「企業」との文言は、設備、投資先を含む。企業は、本社、工場、その他の設備及び投資先など様々な地域に「所在」しているのである(7. 264-7. 265)。

#### iii. パネルの判断

「企業」(enterprise)とは、「ビジネスまたは会社」を指す。「ビジネス」には商業活動を含む。設備は商業活動の一部である(7. 267)。第 2.1 条の「特定企業」(certain enterprises)には産業まで含まれており、法人格を有する会社に限定されていない。よって、第 2.2 条は産業の構成要素の所在地により特定性を認めるものである。かかる構成要素には生産設備を含む(7. 269)。

この解釈は「所在する」(locate)との文言がみずからを設置するとの意味であるところからも裏付けられる。ビジネスまたは会社は、本社、支店、工場、資産、投資などがある複数の場所に所在する。第 2.2 条はそれらのいずれかの場所について適用される補助金制度を指す(7. 270)。EC and Certain member States - Large Civil Aircraft パネルも、スペインの一部地域に対する補助金について、設備等の所在により地理的特定性を認定している(7. 271)。

さらに、特定性は、資源配分に政府が介入して貿易を歪曲する可能性に関係する点を指摘したい。全ての業務従事者に配分するものであれば資源配分を歪曲することはなく、よって特定性はない。韓国は、本補助金により「重大な地理的不均衡」を緩和し、ソウル過密制御地域以外の特定地域の開発を促すとしている。これは、地理的特定性の理論的根拠を確認するものである(7. 273)。

#### d. 狭い地域を除外したことから地理的特定性ありとできるか

##### i. 韓国の主張

本補助金は、補助金の対象地域として、特定の狭い地域を除外したに過ぎない。除外された地域は、韓国全土の 2%である。よって、第 2.2 条の地理的特定性はない(7. 275)。

また、指定地域は明示されなければならない。本件は、ソウル過密制御地域を例外としたのみであり、対象地域を肯定的に明示していない(7. 276)。

## ii. 米国の反論

第 2.2 条に、対象地域を明示することを求める要件はない。韓国の主張は、第 2.1 条 (a) の明示の要請が第 2.2 条においても適用されると主張するものであり、また、実質的に地理的特定性を法律上の特定性に限定しようとするものであるが、*US - Antidumping and Countervailing Duties (China)* パネル (パラ 9.134) は、既に類似の主張 (地理的特定性は事実上の特定性に限定されるとの主張) を却下している (7.277)。

また、地理的特定性を認定するにあたり、対象外とされる地域の広さは無関係である。*US - Antidumping and Countervailing Duties (China)* パネル (パラ 9.140-9.144) は交付機関の管轄地域内のいかなる部分でもよいとしている。また、ソウルは、韓国経済の相当部分を占めている、最も人口密度の高い地域である (7.278)。

## iii. パネルの判断

第 2.2 条に、対象地域を明示することを求める要件はない (7.279)。かかる明示要件は第 2.1 条 (a) に存在するが、本条にはない (7.279)。「指定する」(designate) との文言の意味には、「示す(indicate) との意味が含まれており、間接的に指定することも含まれると思われる (7.280)。

第 2.2 条の目的は資源を特定の地理的地域に向けさせることにより、加盟国内での市場による配分に介入することにある。本制度は、特定の地理的地域に向けられた資源に恩典を与えるものである (7.281)。

また、第 2.2 条に、特定の地域が広いか狭いかといった限定はない。この点について、*Antidumping and Countervailing Duties (China)* パネルが示した、交付機関の管轄地域内のいかなる部分でもよいとの法的解釈に同意する (7.282-7.283)

## e. 第 2.2 条「特定企業」

### i. 韓国の主張

第 2.2 条の「特定企業」は第 2.1 条に定義されている。よって、特定の地域における、一部の企業を指す。米国はかかる特定を怠った。事実、本制度は対象地域内の全企業を対象としており、地理的特定性はない (7.284)。

### ii. 米国の反論

*EC and Certain member States - Large Civil Aircraft* パネルが、かかる議論を既に却下している。また、韓国の主張は、第 2.1 条により既に特定性を獲得することとなり、第 2.2 条を、第 2.1 条、さらに第 8.2 条 (b) と重複した条項と解釈することとなる (7.285)。

### iii. パネルの判断

*EC and Certain member States - Large Civil Aircraft* パネルは、文言上は二重特定性を求めていると読めるものの、文脈及び目的から、指定地域に限定して交付される補助金について特定性を認めるものと解釈することが適切である、また二重特定性を第 2.2 条に認めると第 8.2 条 (b) と重複した規定となる、と説明している (7. 286)。本パネルは、同パネルに同意する (7. 288)。

以上から、韓国の地理的特定性に係わる請求を却下する (7. 288)。

## 3. 補助金の配賦方法 (上級委員会、本パネル判断を覆す)<sup>34</sup>

### a. 韓国の主張

米国商務省は、サムスン社が受領した R&D 税額控除補助金及び地域補助金の全額を同社の全販売額に配賦した。しかし、配賦される補助金額はデジタル製品ビジネスユニット (家庭用大型洗濯機が属する部門) が受領した補助金を分子とし、デジタル製品の販売額を分母として配賦すべきである (7. 290)。

補助金協定第 19.4 条及び GATT 第 6 条 3 項は補助金と輸出製品との直接的な関係を求めている。非調査対象産品に交付された補助金を相殺措置の対象とすることはできない (7. 291)

### b. 米国の反論

GATT 第 6 条 3 項及び補助金協定第 19.4 条のいずれも、補助金率について具体的な計算方法を指示していない。よって、調査当局が決定する必要がある。GATT 第 6 条 3 項及び補助金協定脚注 36 の「間接的に」交付される補助金、との文言から、特定の製品に結び付いていない補助金があり得るのであり、当該補助金は受領者の総販売額に配賦できるのである。補助金委員会の非公式専門家グループ (IGE) は、「結び付いた」補助金について、交付者が交付前に使用目的を認識している場合、その対象製品の売上を分母とする、と述べている (7. 294)。また、IGE は、R&D 補助金について、特定の製品に結び付いていることが証明されない限り、結び付いていない補助金とすべきであるとしている。*EC and certain member States - Large Civil Aircraft* 上級委員会 (para. 1049) も、結び付きの有無の判断は補助金の効果ではなく、交付機関が交付時に有している情報に基づくとしている (7. 296)。

---

<sup>34</sup> 後述 III. B. 2. 参照。

米国商務省の判断は、これらに整合している。R&D 税額控除補助金は、その交付時に用途を特定していないと認定した。サムスン社は、経費総額を申告して補助金総額を受領したもので、同社の税申告書上、申告された数値はいずれの製品とも結び付けられていない。サムスン社が相殺関税調査手続において米国商務省に提出した経費詳細は、本件補助金の交付の基礎資料となっていない(7. 297)。よって、調査当局は、相殺措置調査の過程において利害関係者が提出した用途及び効果の主張を考慮する必要はない(7. 298)。

### c. パネルの判断

韓国の主張は、R&D が税額控除の基礎となったのであるから控除額が当該 R&D の対象とする製品原価を引き下げる、というものと理解するが、本件税額控除は特定の R&D またはその対象とする製品に結び付いて行われていない。サムスン社は、その裁量により、支払いを免れた税額をいずれの製品に使用することもできる(7. 303)。補助金の効果が特定の産品への投資を誘発したとすることはできない。行われた R&D と補助金の用途との間に必ずしも相互関係があるとはいえない(7. 304)。

以上の説明は、地域補助金についても同様である(7. 306)。

よって、韓国の主張を却下する(7. 307)。

## 4. 補助金の配賦対象に海外生産分を含めるべきか（上級委員会、本パネル判断を覆す）<sup>35</sup>

### a. 韓国の主張

米国商務省は、補助金は国内生産に利益をもたらすとの推定を置き、サムスン社が当該推定に対し反証しなかったことをもって、補助金を配賦する分母を国内生産分とした。補助金協定にかかる推定はない。また、サムスン社は R&D の成果は全世界の生産・販売に利益をもたらしていることを証明している(7. 309)。

### b. 米国の反論

米国商務省は R&D が裨益している範囲を調査する義務はない(7. 310)。また、GATT 第 6 条 3 項及び補助金協定第 19. 4 条のいずれの文言も交付国内で行われる生産行為に着目しているものであり、補助金交付国外の販売額を考慮することを求めている(7. 311)。

一般的に、加盟国は国境内で経済的利益を生じさせるために補助金を交付する。国外生産を含めるのは特別の事実がある場合だけである。本件 R&D 補助金は韓国外で発生した

---

<sup>35</sup> 後述 III. B. 3. 参照。

R&D 費用を対象としていない。制度の法令上も、国外生産について補助金を交付することとはなっておらず、またその意図も見られない(7.312)。

海外生産分を含めるべきとの韓国の主張は補助金の潜在的効果について述べたものであり、補助金の構造、設計の問題ではない。また、実務上も、他国の調査を行うことは極めて難しい(7.313)。

調査当局は、その調査方法を選択することができる。これまでのパネル、上級委員会も、反論不能でない限り、推定をおくことは認められるとしている(7.314)。

### c. パネルの判断

利益の配賦を R&D の効果分析に基づくべきとする韓国の主張に反対する。本税額控除による利益は、その交付の基礎となった R&D に結び付いていない。

また、税額控除はサムスン本社の R&D に与えられている。サムスン社の海外生産に肯定的な影響を与えるが、肯定的な影響は第 1.1 条(b)の利益にあたるものではない(7.318)。

パネル及び上級委員会は、調査当局が合理的であり反論可能である推定を用いることを認めている。上級委員会は、*US - Lead and Bismuth II* (para 62) において、利益は反復しない資金面での貢献から継続して生じているとの反論可能な推定をおくことを是認している。*US - Countervailing Measures on Certain EC Products* パネル (para. 7.75) も、反復しない補助金は複数年に亘り利益をもたらすとの推定に同意している。本件も同様である(7.319)。

さらに、補助金の受領者であるサムスン社は韓国国内のみで生産している。この点から、米国商務省が補助金はサムスン社の国内生産を裨益したと推定したことは、第 19.4 条に不整合ではない。これに対して、サムスン社、交付政府とも、海外生産への補助金であることの反論を行っていない。かかる補助金が海外生産に好影響を与えたからといって、補助金が海外生産へパススルーするものではない(7.319)。

よって、韓国の主張を却下する (7.320)。

### III. 上級委員会報告書の要旨

#### A. AD 協定に係わる請求

##### 1. パターン取引の特定

###### a. 米国の主張

パターンには、高い価格のグループと低い価格のグループの双方を含む。また、パターンとは、異なる購入者、異なる地域、異なる時期のそれぞれの間またはそれらの組み合わせである(5.22)。

###### b. 韓国の反論

パターンは、購入者、地域、時期それぞれについて、独立した、他とは峻別される分類である(5.23)。

###### c. 上級委員会の判断

パネルがパターンとは「一定の行為又は状況において識別できる、規則的で明瞭な形式または順列」と定義できるとしたことに同意する。パターンとは、規則的で明瞭な形式であるから、「著しく異なる輸出価格」の配列に一定の規則性があるもので、無秩序な価格の差異を除く(5.25)。また、「著しく異なる輸出価格」の規則的で明瞭な形式は、非パターン取引の価格との相違から理解できるものでなければならない(5.27)。かかる特定により、調査当局はターゲットダンピングを特定し、対策を執ることができる(5.28)。

第2.4.2条はパターン取引が高い価格か低い価格かを特定していないが、AD協定は損害を及ぼすダンピングについて規定した協定であり、ダンピングとは低価格による輸出を言い、第2文の機能は、調査当局がターゲットダンピングを特定して対処することを容認するところにある。よって、本条のパターンは、他の価格に比して著しく低い価格から構成される。そもそも、高価格であれば、パターンを形成するダンピング価格は覆い隠されるものではない(5.29)。

第2.4.2条第2文の“among”とは、同一分類の中で、共通した特徴を有する取引とその分類内の他の取引との関係を指している。よって、購入者のパターンは購入者という分類の中で、地域、時期もそれぞれそのように検討される(5.31)。分類横断的に他と異なる価格群は、ひとつのパターン、即ちひとつの規則的で明瞭な形式を構成する価格ではない(5.32)。但し、この判断は、同一の輸出者が特定の購入者に対してターゲットダンピングを行うと同時に、特定の地域に対してもターゲットダンピングを行うことを否定するものではない(5.35)。

よって、パネル報告書パラ 7. 24, 7. 27-7. 28, 7. 45-7. 46, 7. 141-7. 142, 及び 7. 144 におけるパネル判断を支持する(5. 37)。

## 2. DP 法は As such 不整合か

### a. 米国の主張

米国商務省は、Cohen' s d テストを通過した、購入者についての高価格及び低価格、地域についての高価格及び低価格、時期についての高価格及び低価格である取引について、複数の分類から特定された同一販売を二重計算していない。Cohen' s d テストでは、同一分類における輸出価格グループ同士を比較検討したものであって、別分類の輸出価格グループを比較したものではない(5. 40)。

### b. 上級委員会の判断

DP 法は異なる分類を横断的に集計して、ターゲットダンピングの有無を判断したものである。また、同一分類内でも高価格グループと低価格グループを合計している。上述の通り、かかる分析は、パターン分析となっておらず、第 2. 4. 2 条第 2 文に不整合である(5. 42)。

よって、パネル報告書パラ 8. 1. a. ix (7. 147) におけるパネル判断を支持する(5. 43)。

## 3. W-T 比較法はパターン取引のみに適用されるべきか

### a. 米国の主張

パネル判断はテキスト、文脈のいずれにも裏付けられていない。本条項は、単に個別取引の輸出価格と正常価額の平均価格とを比較してよいと定めているに過ぎない。パネルは、W-T 比較法はパターン取引のみに適用されるとの前提を置いて、「個別の輸出取引」はパターン取引を指すと解釈しており、誤りである。US - Zeroing (Japan)\_上級委員会<sup>36</sup>の判断は本件とは関係がない(5. 47)。

### b. 韓国の反論

第 2. 4. 2 条第 2 文の「このような相違」(such differences) との文言は、W-T 比較法が例外の対象となる販売グループに適用されることを示している。米国の主張は、パターン

---

<sup>36</sup> 前掲註 6。

取引に含まれる販売が少数であっても、全販売に W-T 比較法を適用できるとするもので、不合理的な結果となる解釈である (5. 48)。

### c. 上級委員会の判断

第 2. 4. 2 条第 2 文の「このような相違」とは「著しく異なっている輸出価格」を指し、それら価格の取引がパターン取引を構成する。さらに、同文の説明要件は、パターン取引が W-W 又は T-T 比較法によりかかる差異が適切に考慮される場合があることを予定している。よって、W-T 比較法は、通常の比較法ではパターンを適切に特定できない場合に認められる (5. 50)。

また、第 2. 4. 2 条第 2 文は、価格の著しい相違というパターンと説明要件が満たされた場合に適用される。第 2. 4. 2 条の構成は、通常の比較法に対して W-T 比較法を例外としているものであるから、W-T 比較法はパターン取引に適用されるものであることを裏付けている (5. 51)。

以上から、パネル判断に同意する。「個別の輸出取引」とはパターン取引を指しており、W-T 比較法はパターン取引にのみ適用される。第 2. 4. 2 条第 2 文の機能は、調査当局に、ターゲットダンピングを特定して対処することを認めることにある (5. 52)。

W-T 比較法をパターン取引に限定することは、*US - Zeroing (Japan)* 上級委員会<sup>37</sup>の判断の判断に沿ったものでもある。当該事例において、上級委員会は、「個別の輸出取引」とは輸出取引の限定的な範囲を示すものであり、ターゲットダンピングを覆い隠しているものを取り去るため、W-T 比較法をパターンに含まれる輸出取引に適用してよいとの判断を示している (5. 53)。

よって、パネル判断パラ 7. 29 を支持する (5. 56)。

## 4. 「著しく異なっている輸出価格」の評価において量的及び質的検討の双方を要するか。

### a. 韓国の主張

「著しい」との文言は、量的及び質的側面の双方を意味している。パネルが、パターンの「著しい」相違は純粋に量的条件の検討で足りるとしたことは誤りである (5. 59)。

---

<sup>37</sup> 前掲註 6。

## b. 米国の反論

韓国の主張は、パネル設置要請書の範囲外である。また、「著しい」とは量的及び質的側面を有するが、調査当局は価格相違について質的分析を義務づけられているものではない(5.60)。

## c. 上級委員会の判断

韓国のパネル設置要請書では「商業的理由」、「市場の説明」と述べ、第1回意見書で、米国商務省は数値のみでパターンを判断し、商業的文脈との関連性を却下した、と述べている。パネルは、Nails II 法、DP 法双方について純粋に数値分析で足るとしている。よって、パネルは韓国の請求を誤って理解したものではない(5.61)。

「著しい」とは量的及び質的側面がある。第2.4.2条第2文では、輸出価格が量的及び質的に著しく異なることを立証することが求められている。個別事例の状況により、調査対象製品の性質、対象の産業、市場の構造、競争の激しさなどによって、僅かな価格差も「著しい」ものである場合がある。調査当局は、かかる質的側面の分析なくして価格が「著しく」異なっているか否かは判断できない(5.63)。

しかし、「著しい」、「パターン」との文言に、差異の原因または理由について検討することまでは含まれていない。US - Large Civil Aircraft (2<sup>nd</sup> complaint) 上級委員会も、US - Upland Cotton パネルも、「著しい」の文言にはその原因分析までは含めていない。よって、第2.4.2条第2文は、輸出者にターゲットダンピングの意図があったか否かまでの分析は求められていない(5.65)。

よって、第2.4.2条第2文は価格差の原因分析まで求めていないとしたパネル判断(パラ8.1.a.ii(パラ7.52))を支持する。しかし、量的分析のみで足るとした判断(パラ8.1.a.v(パラ7.119.a))を覆す(5.66)。

## 5. W-W 比較法及び T-T 比較法の双方を使用できない理由を述べるべきか。

### a. 韓国の主張

第2.4.2条は、“a” W-W “or” T-T と規定しており、それら2比較法それぞれが使用できない理由を述べることを求めている(5.70)。

### b. 米国の反論

調査当局は、第1文により W-W 比較法か T-T 比較法のいずれかを選択する裁量がある。また、それらは類似する結果となるのである。したがって、その双方が使用できない理由

を述べることに合理性はない。また、かかる説明は、実質的に、W-W 比較法と T-T 比較法のいずれかを選択した理由説明となってしまう、W-T 比較法との関係説明とならない(5.71)。

### c. 上級委員会の判断

“or” とは、排他的とも包含的とも解釈できるが、第 2.4.2 条では、第 1 文で “or” を選択的に用いているからといって、第 2 文でも同様の意味であるとは解釈できない(5.72)。“a” の解釈も、フランス語では複数 (Les methods de comparaison) となっており、根拠とならない(5.73)。

W-W 比較法ではターゲットダンピングが適切に把握できなくとも、状況によっては、T-T 比較法により把握できる可能性もある。その場合、W-T 比較法を利用する根拠とはならない(5.74)。また、第 2.4.2 条第 1 文に基づく調査当局の選択は、第 2 文における、いずれの比較法がターゲットダンピングを明らかにするのに不適切であるか、との論点とは無関係である(5.75)。

以上から、調査当局は、W-W 比較法、T-T 比較法の双方について、ターゲットダンピングを明らかにするのは不適當であることを説明する義務がある(5.76)。よって、当初調査及び DP 法に関するパネル判断 (パラ 8.1.a.iv (パラ 7.81), 及びパラ 8.1.a.viii (パラ 7.119.b)) を覆す(5.77)。

## 6. 第 2.4.2 条第 2 文は「制度的無視」を容認しているか。

### a. 韓国の主張

「制度的無視」を認容したパネル判断は、パターン取引に適用する W-T 比較法に基づくダンピングマージンと、非パターン取引について通常の比較法に基づくダンピングマージンの 2 種類のダンピングマージンを認定することを容認するものであり、ゼロイングを適用した場合と機能的に同様である。第 2.4.2 条はゼロイングを認めていない(5.85)。

第 2 文は、ターゲットダンピングを覆い隠しているものを取り去ることではなく、個別輸出価格を覆い隠しているものを取り去ることであり、調査当局が個別輸出価格を注意深く検討するためのものである(5.86)。

### b. 米国の反論

上級委員会の判断によると、第 2.4.2 条第 2 文に基づく W-T 比較法の適用は、全輸出価格よりも少ない輸出価格でよいこととされている。韓国の主張は、ターゲットダンピングを再び覆い隠すことを求めており、同条項を意味のないものにする(5.87)。

### c. 上級委員会の判断

上級委員会は、*US - Softwood Lumber V<sup>38</sup>*において、複数の比較の一部のみを考慮することを正当化する根拠が第 2.4.2 条の文言にない限り、全ての間接計算の合計が調査対象産品全体のダンピングマージンを立証することができるかと述べている(5.96)。

同条第 2 文は、既に述べた通り、W-T 比較法が適用される輸出取引の範囲は、W-W 比較法、T-T 比較法の場合よりも狭い(5.104)。第 2.4.2 条第 2 文により W-T 比較法が適用される輸出取引の範囲が決定された場合は、ある輸出者・生産者のダンピングマージンは、当該輸出取引の範囲、即ちパターン取引についてのものとなる(5.105)。

第 2.4.2 条第 2 文は、W-T 比較法の適用範囲をパターン取引に限定しているばかりでなく、ダンピングマージンを立証する基礎が W-T 比較法の適用範囲であるパターン取引であると規定している。第 1 文が、“shall normally” と通常の方法として全ての輸出取引を対象としているのに対し、第 2 文は通常の方法の例外として非対称比較を定めているのである(5.106)。

ターゲットダンピングに対処するという第 2.4.2 条第 2 文の機能は、この解釈を裏付ける(5.107)。同文はターゲットダンピングに対処すると明示しているものではないが、「輸出価格の態様（パターン）が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっている」との文言は、ターゲットダンピング、即ち、それらをターゲットとした著しい輸出価格の相違のパターンである一定の輸出取引を指している(5.108)。

第 2 文は、パターン取引のみに W-T 比較法を適用してダンピングマージンを立証することにより、ターゲットダンピングに効果的に対処することを認めており、非パターン取引はダンピングマージンの立証に必要とされていない。非パターン取引の比較結果を加えてしまうと、ターゲットダンピングを再び覆い隠すこととなる(5.109)。

韓国の個別取引の詳細な検討との議論は、T-T 比較法となんら変わらないところとなり、同意できない(5.110)。

よって、第 2.4.2 条第 2 文はターゲットダンピングを明らかにし、対処する機能を有するとし、W-T 比較法を適用してダンピングマージンを立証する範囲はパターン取引に限るとしたパネル判断（パネル報告 para. 7.162）に誤りはない(5.111)。

---

<sup>38</sup> *United States - Final Dumping Determination on Softwood Lumber from Canada* 上級委員会報告書, WT/DS264/AB/R, adopted 31 August 2004, DSR 2004:V, p. 1875、パラ 97。

## 7. 第 2.4.2 条第 2 文のマージン計算の分子及び分母

### a. 韓国の主張

ダンピングマージンは、分子は正常価額との比較によって計算された差額の合計額、分母は販売額総計とすべきである(5.112)。

DP 法は、W-T 比較法による結果と非パターン取引についての W-W 比較法による結果に存在するマイナスとを合計していない。よって、全体のダンピングマージンを計算していない(5.118)。

さらに、パネルは、W-T 比較法の全結果と W-W 比較法の全結果の合算が不要であると判断したことにより、第 2.4 条に不整合な判断を行った(5.133)。

### b. 米国の反論

韓国の主張する方法では、ターゲットダンピングを再び覆い隠してしまう(5.113)。

W-W 比較法の結果にゼロイングを適用することが禁止され、さらに W-W 比較法と W-T 比較法による結果とを相殺することが求められるのであれば、合計額は W-W 比較法による計算結果と数学的に同一となり、第 2.4.2 条第 2 文を意味のないものにする(5.127)。

パネルが DP 法において W-T 比較の全結果と W-W 比較の全結果とを合算しないことについて as such 不整合がないと判断したことは、ターゲットダンピングを覆い隠すことを回避するという観点から「公平」であり、第 2.4 条に整合している(5.134)。

### c. 上級委員会の判断

上述の通り、第 2.4.2 条第 2 文はパターン取引のみに基づいてダンピングマージンを認定することを認めている。よって、分子はパターン取引と正常価額の W-T 比較により計算された額の合計である。輸出者・生産者のターゲットダンピングに対処するためにダンピングマージンを認定するものであるから、分母は当該輸出者・生産者の全輸出販売である(5.115)。パターン取引を分子とすることにより、ターゲットダンピングに対処しつつ、分母を全輸出販売とすることにより、当該輸出者・生産者の調査対象製品全体についてダンピングマージンを計算することとなる(5.116)。

ターゲットダンピングは、パターン取引についてのみ正常価額と比較してダンピングマージンを認定すればよいものであるから、第 2.4.2 条第 2 文は非パターン取引について W-W 比較法により計算した結果を合算してダンピングマージンを計算することを認めているとは思われない(5.120)。第 2 文は非パターン取引について W-W 比較法、T-T 比較法を適用するとは規定していない(5.121)。さらに、同文の機能から、非パターン取引について対称比較法による計算結果を加算することは、当該結果がマイナスのときはダンピングマージ

ンを覆い隠してしまい、プラスのときは、ターゲットダンピングに対処する機能から成る第2文には規定されていない方法によりダンピングマージンを上昇させてしまう(5.122)。

第2.4条の公平な比較原則は、第2.4.2条第2文が比較対象を限定したパターン取引に適用される。非パターン取引と正常価額との比較結果を排除してダンピングマージンを認定することは、非パターン取引の価格を歪曲するものでも、ダンピングマージンを膨張させるものでもない(5.138)。よって、非パターン取引の比較結果を排除したダンピングマージンの認定は第2.4条に整合している(5.140)。

よって、パネルの「制度的な無視」の判断(パラ8.1.a.x(7.167),8.1.a.xi(7.169))は無効である(5.124,5.130,5.140)。

## 8. W-T 比較法の計算過程におけるゼロイングの適用

### a. 米国の主張

W-T 比較法の例外的適用に意味を与えるため、ゼロイングは認められており、必要である(5.143)。ゼロイングが認められなければ、W-T 比較法、T-T 比較法と、W-T 比較法とは数学的に同等となってしまう(5.161)。

AD 協定の交渉過程も W-T 比較法の適用においてゼロイングを容認していることを示している(1988-89年の香港意見、日本意見、議事録を提出)(5.166)。

パネルの第2.4.2条に基づくゼロイング判断に誤りがあるため、第2.4条不整合との判断も誤りである(5.176)。同様に、パネルの第9.3条不整合の判断も、誤った第2.4.2条に基づくゼロイング禁止の判断に基づいている(5.186)。

### b. 韓国の反論

ダンピングの有無は輸出者の輸出販売全体についてであり、当該原則はAD協定全体に適用される。第2.4.2条第2文に、かかる原則に対する例外規定はない(5.144)。また、米国の数学的な同一性の議論は、正常価額を(例えば月別で)異ならせることができること、輸出価格の調整を(個別取引別に)異ならせることができることから、誤った前提に基づいている(5.161)。

### c. 上級委員会の判断

上級委員会は、これまで、ダンピング及びダンピングマージンは、調査対象産品全体について認定されると判断してきた(5.145)。さらに、第2.4.2条第2文は、輸出者・生産者の輸出取引全体のダンピング及びダンピングマージンは、限定された輸出取引、即ちパターン取引の比較結果についてであることを示した(5.147)。

“individual export transactions” との文言はパターン取引のうち正常価額よりも低い取引を指すものではない。「個別」との文言はW-T比較法の結果それぞれに、同等の重みを与えることを示唆しているとのパネル判断に同意する(5.151、パネル報告書7.196)。第2.4.2条第2文は、例外として非パターン取引をダンピングマージン計算から除外することを認めたものである。同文は、“individual export transactions” との文言と “a pattern of export prices which differ significantly among different purchasers, regions or time periods” とは同じ輸出販売群を指しているのである。その上で、W-W比較法・T-T比較法による全販売の比較の例外としてW-T比較法の適用を認めている。同文に、パターン取引のうち正常価額を上回る取引を無視することを認める規定はない(5.152)。ゼロイングの適用は、パターンという概念を、特定の購入者、地域、時期に対するターゲットダンピングに対処する目的から切断する(5.153)。

*US - Softwood Lumber (21.5 - Canada)* において、上級委員会は、T-T比較法の対象は“export prices” であることから、全ての輸出取引の計算結果を合計すべきであるとした。同様の解釈は第2文にも適用される(5.154)。さらに、第2.4.2条第2文の機能からしても、調査当局がパターンとして定義した輸出販売についてのターゲットダンピングに対処するものであり、それ以上に覆いを取り除く必要はない(5.155)。

*US- Softwood Lumber V (Article 21.5 - Canada)*<sup>39</sup>では、第1文でゼロイングを適用した場合には第2文のターゲットダンピングを明らかにする機能を失わせると述べたが、これは第2文でターゲットダンピングについてどのように対処するかを検討したものではない(5.159)。

第1文はダンピングマージンの額の計算に全輸出取引を対象とするのに対し、第2文はパターン取引を対象とする。W-T比較法による個別取引の比較結果は中間結果であり、調査対象製品のダンピングの認定は、パターン取引に含まれる全ての輸出取引の中間結果の合計によって行われる(5.160)。

米国の数学的同一性の主張は、第2.4.2条第2文においても全輸出販売を比較対象とするとの前提に立っているが、同文は、パターンとされた輸出取引に限定してW-T比較法を適用してダンピングマージンを計算するものであるから、全輸出販売を対象とするW-W比較法・T-T比較法の比較結果とは、通常、数学的同一性はない(5.163)。また、パターン取引についてW-W比較法を適用した場合とW-T比較法を適用した場合とで同一の結果となるとの議論は、第2.4.2条第2文の規定とは無関係であり、また、同文の *effet utile* (実効性) を損なうものではない(5.165)。

---

<sup>39</sup> 前掲註13。

以上から、交渉過程について検討する必要はないと考えるが、米国が主張したため、検討する。米国の提出書類は、一部の交渉国の考えを示したものであって、全体のものではない。また、ゼロイング問題について解決したものでない。ましてや、最終テキストの解釈に必ずしも寄与するものではない。さらに、当該書類は、いくつかの GATT 締約国はゼロイングと非対称比較に反対していることを示している(5. 167-168)。よって、2. 4. 12. 条第 2 文がゼロイングを容認しているとの議論の裏付けとはならない(5. 169)。

既に、「制度的無視」の議論で説明したとおり、第 2. 4 条の公平な比較はパターン取引のみに適用される(5. 177)。パターン取引に W-T 比較法を適用した結果としてマイナスとなったものを無視することは、ダンピングの度を膨張させるものであり、全個別輸出取引について第 2. 4 条により要求される公平な比較を怠るものである(5. 180)。

以上の通り、第 2. 4. 2 条第 2 文は、ゼロイングを禁止している(5. 187)。第 2. 4. 2 条のゼロイング禁止に不整合なダンピングマージンは、第 2 条に基づき認定されたダンピングマージンではない。従って、第 2 条のダンピングマージンを上回る AD 税額を賦課することとなり、第 9. 3 条及び GATT 第 6 条 2 項に不整合である(5. 188)。

以上から、ゼロイングに関するパネルの判断(パラ 8. 1. a. xii 及び 8. 1. a. xiv (7. 192))を支持する(5. 171)。また、第 2. 4 条に基づく判断(8. 1. a. xiii 及び 8. 1. a. xv (7. 206))を支持する(5. 182)。さらに、第 9. 3 条及び GATT 第 6 条 2 項に基づく判断(8. 1. a. xvi (7. 208))を支持する(5. 190)。

#### d. 上級委員会における反対意見

第 2. 4. 2 条第 2 文は、正常価額の加重平均と個別輸出取引の価格をどのように比較するか特定していない(5. 192)。よって、問題点は、かかる比較において調査当局にどのような制限が課されているかである(5. 193)。

多数意見はパターン取引の結果をゼロイングすることは禁止されているとするが、これは、ターゲットダンピングを部分的にしか解決しておらず、ターゲットダンピングを再び覆い隠してしまうおそれがある(5. 195)。パターン内でのゼロイングを認めることにより、ターゲットダンピングを完全に解決することができる(5. 196)。第 2. 1 条は、輸出価格が正常価額よりも低いときにダンピングが生じていると規定し、第 2 文は正常価額の加重平均と「個別輸出取引群」の「価格群」とを比較するとしているものである。まさしく、パターン内のゼロイングが、その比較を行うものである(5. 197)。

多数意見の、第 2. 4. 2 条第 2 文の *effet utile* (実効性) は同文に基づき輸出取引群を特定してダンピングマージンを計算することにより、ゼロイングは禁止されているとの議論は、何らの根拠もなく、自明なものでもない(5. 198)。

*US- Softwood Lumber V (Article 21.5 - Canada)* 上級委員会は W-T 比較法の例外的性質を強調し、第 2.4.2 条第 1 文の比較法においてゼロイングの適用を認めることは W-T 比較法によってターゲットダンピングを構成する価格パターンを把握することを無用なものとする、との判断を示している<sup>40</sup>。その上で、T-T 比較法における “export prices” との文言は全ての取引についての比較結果を合算してダンピングマージンを計算するとの解釈を示したものである。よって、第 2.4.2 条第 2 文の「個別の輸出取引の価格」とは、ダンピングを計算するために、パターン的一部分をなす輸出価格の取引別比較の全てを合算する必要はないことを規定したものである、と考える。*US - Stainles Steel (Mexico)* において、上級委員会は、第 2.4.2 条第 2 文におけるゼロイングの可否は判断していない、と述べたが、これは、*US- Softwood Lumber V (Article 21.5 - Canada)* におけるかかる言及を受けてのものである (5.199)。

フランス語の文言も、第 2 文は個別取引の選択に焦点をあてている (5.201)。

よって、第 2.4.2 条第 2 文においてパターン内のゼロイングは許容されているとの解釈は、17.6 条(ii) により許容される解釈であるばかりでなく、第 1 文に基づくゼロイングの禁止をさらに強化する解釈である (5.202)。

## **B. 補助金協定に係わる請求**

### **1. 地理的特定性 (設備投資減税)**

#### **a. 補助金協定第 2.2 条の「特定企業」**

##### **i. 韓国の主張**

第 2.2 条の「特定企業」とは、自然人または法人の所在する場所に基づくものであり、法的人格のない設備は含まない。パネルは「企業」と「商業活動」とを混同している (5.218)。

##### **ii. 米国の反論**

第 2.2 条の「特定企業」とは、広範な経済構造及び活動を含む。よって、パネルに誤りはない。韓国の主張する法的人格は、特定の固定した場所を暗示するものではない。企業との文言には、本社、設備、工場などを含む (5.219)。

---

<sup>40</sup> 前掲註 13, パラ 88, 97, 100.

### iii. 上級委員会の判断

「特定企業」の範囲は個別事例に基づいて判断されるべきであるが、「特定企業」の文言は第 2.1 条に定義され、企業及び産業を含むとされている。産業とは、特定の形式、支店、生産労働、貿易、製造を含む。また、「特定企業」は、ある一定の事業団体、会社を意味するが、「事業」とは、設備、スタッフ、交易、利益、債務などを含む(5.220)。以上から、「特定企業」は、法人格に有する団体に限定されるものではなく、支店、生産設備など企業を構成するサブユニットを含む(5.221)。

第 2.2 条の「所在する」(locate)とは、特定の場所で事業に着手する、ある場所に設立する、その場に置く、といったことを意味する。即ち、支店、設備、工場運営などのサブユニットを設置することにより商業的存在を設定することを意味する。かかる設定は複数の場所に可能であるから、事業または会社は、本店、支店、工場など、複数の所在地を有する。かかるサブユニットの地理的所在地により補助金資格を判断する場合、第 2.2 条の特定性が認められる(5.222)。

韓国は補助金の受領者は法的人格を有することを要すると主張するが、それは利益の問題である。特定性は、資金面での貢献、利益とは別途の問題である(5.223)。そもそも、韓国の主張によると地理的特定性は本店登記地に限定され、第 2.2 条の迂回を容易にしてしまう(5.225)。

## b. 第 2.2 条は企業の所在地の特定方法に制限を加えているか。

### i. 韓国の主張

パネル判断は、第 2.2 条の“designate”との文言を“indicate”と読み替えたものである。本条では、地域を肯定的に指定しなければならない(5.227)。

### ii. 米国の反論

パネル判断の通り、“designate”とは、肯定的、明示的にのみに限定されるものではない。地域が特定できればよい(5.228)。

### iii. 上級委員会の判断

パネル判断の通り、“designate”は、specify, call by name といった肯定的、明示的に示すという意味と、indicate, describe など間接的に表現する意味も含まれる(5.229)。第 2.2 条の文脈では、補助金の対象となる地域の境界の定めが十分になされている必要があるが、本件ではソウル過密制御地区の境界は明示的に画定されている。本補助金の地域範囲に不確実性はない(5.230)。また、対象地域を明示するか、除外地域を明示するか、のいずれも結果は同じである(5.231)。よって、パネル判断を支持する(5.232)。

**c. 地理的特定性はその地域の規模に関係するか。**

**i. 韓国の主張**

ソウル過密制御地区は、韓国全土の 2%を占めるにすぎない。本補助金はほぼ 100%の韓国領土を含むものであり、第 2.2 条の特定性はない。本補助金は、過密対策及び都市のスプロール対策であり、パネルの第 2.2 条の解釈は加盟国のかかる是正政策を不適切に制限するものである(5.234)。

**ii. 米国の反論**

交付当局の管轄地域のどのような部分に限定するものであれ、第 2.2 条の「地域」である。また、ソウル過密制御地区は、韓国の相当程度の人口と経済活動を擁している(2.235)。

**iii. 上級委員会の判断**

上級委員会は、*US - Anti-Dumping and Countervailing Duties (China)* において、交付当局の管轄地域内のいずれの区画の土地であれ「地理的地域」にあたる、との判断を示した。その地域の規模は第 2.2 条適用の有無の基準とはならない。これは、本条の機能が市場による資源配分に政府が介入して特定の地域に資源を振り向ける制度に対処することにあることと一致する。事実、本件では除外地域はわずか 2%とはいえ、その地域は経済的観点からは重要であり、顕著な方法で補助金受領資格を制限することができる。いずれにせよ、本件補助金の対象となる地域は明確に画定されているのである。かかる特定された土地が「地理的に指定された地域」ではないとする理由はない(5.236)。

第 2.1 条と第 2.2 条とは補助金の特定性を認定する 2 種類の別途の道筋である。補助金に客観基準があるからといって、地理的特定性が失われるものではない(5.237)。

加盟国は、例えば、用途制限（ゾーニング）などによって、特定地域を工業化から保護することを目的として国立公園を工業投資の対象外とすることがあろう。しかし、かかる規制を補助金を通じて行い、当該補助金が他の WTO 加盟国の国内産業に損害を与えている場合、補助金協定の規律が適用される(5.238)。

**d. パネルの DSU 第 1.1 条不整合**

**i. 韓国の主張**

パネルは米国商務省の地理的特定性の決定を適切に検討していない(5.242)。

**ii. 米国の反論**

パネルの検討過程に誤りはない(5.242)。

### iii. 上級委員会の判断

設備投資補助金の地理的特定性についての韓国の主張は第 2.1 条(b)及び第 2.2 条の解釈にいてであった(5.244)。パネルは当該主張を検討している(5.245)。パネルが米国商務省の地理的特定性の決定において韓国の主張について詳細に言及しなかったとしても、パネルが客観的検討を行ったことを損なわせるのではない(5.246)。

### e. 上級委員会の結論

よって、パネル判断(パラ 8.1.b.iii(パラ 7.289))を支持する(5.241)。

## 2. 補助金額を配賦すべき製品の特定

### a. 結び付き

#### i. 韓国の主張

補助金に結び付いている製品についてのパネルの判断基準は誤りであり、補助金協定第 19.4 条及び GATT 第 6 条 3 項に不整合である。そもそも、受領した金額に色はなく、いかなる補助金についても、実際に受領した金額の用途は限定されていない。パネルが採用した基準では、補助金の対象となる行為が当該補助金の交付前になされた場合、当該補助金は常に当該行為と結び付いていないこととなる。当事者は、補助金の交付の時期にかかわらず、補助金の対象となる行為のために提供されるものであることを認識している。その後の用途は、無関係である(5.263)。

#### ii. 米国の反論

GATT 第 6 条 3 項の“Bestowed”との文言が鍵である。R&D の経費を支出したときに交付されていない補助金は、当該経費と結び付いていないとのパネル判断は正しい。将来交付される可能性のある補助金の補助金率を憶測に基づき計算することは、調査当局に過剰な負担をかけ、不確実性に満ちあふれたものとしてしまう。他方、パネル判断は、全ての補助金は何らの製品とも結び付いていないとするものでもなく、補助金の性格に基づいたものである(5.264)。

#### iii. 上級委員会の判断

補助金協定第 19.4 条は、相殺対象とする正確な補助金の総額を認定することを求め、per unit との文言から総額を 1 個あたりに配賦することを求めている。したがって、配賦式の分母と分子の要因が一致していることが要求される。また、特定の製品に帰責される補助金とは、GATT 第 6 条 3 項に定める「製造、生産又は輸出について直接又は間接に与え

られる奨励金又は補助金」である(5.267)。それらのうち、相殺関税の対象となる製品は、輸入された製品である(5.268)。

以上がWTO協定上の規定であり、具体的方法は調査当局の裁量に任されている(5.269)。

補助金協定附属書 IV パラ 3 は、「補助金が一の製品の生産又は販売に結び付いている場合には」、製品の価額については、当該補助金を受ける企業の当該一の製品の販売総額として計算する、としている。「結び付く」とは、関係がある、付着する、連合する、条件として制限する、などの意味がある。よって、特定の製品は、交付された補助金と関係があるまたは条件となっている場合に当該補助金に結び付いている。具体的には個別事例によるが、調査当局は、補助金を交付する措置の設計、構造、運用及びその他補助金を取り巻く関連事実を審理しなければならない。しかし、かかる評価は必ずしも補助金が生産又は販売を実際に増加させたか否かに基づく必要はない。当該補助金が対象製品の生産増又は販売増の促進を**期待できる**方法で働いていたか否かである(5.270)。

パネル判断には、措置の設計、構造、運用という側面及びその他補助金を取り巻く関連事実の検討が欠如している(5.271)。

補助金の受領時期と、その対象となる行為との前後関係それ自体は、補助金が特定の産品に結び付いているか否かの判断を決定づけるものではない。贈与、融資は対象行為の前に交付されるのが通常であろうが、免除は、通常、対象行為がなされた後に行われるであろう。問題は、補助金の交付が特定の産品の生産又は販売と関係があり又は条件となっているかである。交付が対象行為の後であっても、補助金交付の期待が当該行為を促しているであろう。「放棄し又は徴収しないこと」は直接支払いと同等の結果を達成するために用いられているが、補助金の交付時期により結び付きを判断することは、それら資金面の貢献に差異を設けることとなる(5.272)。

また、受領者の意図する用途それ自体も、結び付きを排除するには十分ではない。実際、用途の指定を要件とすると、通常の補助金は何らの結び付きもないこととなろう。検討すべき点は、補助金措置の設計、構造、運用から、特定の産品の生産又は販売と関係があり又は条件となっているかである(5.273)。

## **b. サムスン社の提出した証拠の却下について**

### **i. 韓国の主張**

サムスン社が提出した資料は、税額控除額の一部がデジタル製品事業部の生産した産品(調査対象産品を含む)に関するものであることを明示している。サムスン社の帳簿は税申告書に添付していないが、それらは事後検証の対象である。よって、米国商務省がそれら資料を検討しなかったことは誤りである(5.277)。

## ii. 米国の反論

税申告書には、税額控除の対象産品が特定されていない。事後検証のための書類保持義務は無関係である。韓国の本件制度は、経費と税額控除との間の相互関係を認定していない(5.278)。

## iii. 上級委員会の判断

既に述べた通り、補助金協定第 19.4 条及び GATT 第 6 条 3 項は、家庭用大型洗濯機に交付された「補助金の正確な額」を確認することを求めており、そのためには、補助金措置の設計、構造、運用を検討する必要がある。そのために検討を必要とされる証拠は個別の状況により異なるが、「全ての関連する証拠を検討し」、判断のための「理由づけられた適切な」説明を行う必要がある(5.279)。

本件では、米国商務省は、全ての関連する証拠を客観的かつ公平な方法で評価するために、サムスン社提出の証拠を検討する必要があった(5.281)。

## c. 上級委員会の結論

パネルは結び付きに関して誤ったテストを採用した。また、米国商務省が証拠を却下したことを容認したことは不適切であった(5.284)。よって、パネル判断（パラ 8.1.b.iv, 7.307）を覆し、商務省が採用したテスト及びサムスン社提出の証拠を却下したことは補助金協定第 19.4 条及び GATT 第 6 条 3 項に不整合であると判断する(5.285)。

## 3. 配賦対象は国内生産に限定されるか：税額控除に結び付いた産品の範囲

### a. 韓国の主張

サムスン社本体のデジタル製品（家庭用大型洗濯機を含む）は韓国内で生産されているが、その子会社は韓国外でも生産している。ロイヤリティー支払いが示す通り、R&D 補助金は全世界での生産行為に結び付いている(5.288)。米国商務省は、ある国の政府の補助金は当該国内の生産を裨益するとの反論可能な推定を置いているところ(5.289)、当該推定を容認したパネル判断は誤りである。また、サムスン社が提出した証拠は、R&D 税額控除により、サムスン社の世界生産が裨益していることを証明している。R&D 補助金率計算の分母は全世界の生産額である(5.292)。

## b. 米国の反論

韓国の主張に補助金協定第 19.4 条及び GATT 第 6 条 3 項の根拠はない。当該条項は、国内生産に焦点を当てている。また、サムスン社が韓国で受領した本件補助金は外国子会社に自動的にパススルーされたものではないことが証明されている。また、いずれの R&D 活動を裨益したかは補助金が帰責する行為の判断と無関係である (5. 293)。

## c. 上級委員会の判断

補助金協定は、個あたりの補助金を算定する場合に、分母に、補助金を交付している国における生産に限定するか、外国における生産まで含めるかについて規定していない (5. 295)。GATT 第 6 条 3 項は「原産国又は輸出国において、その製品の製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられている」として、対象行為を広範にとらえ、補助金協定第 1.1 条 (b) は、利益は受領者に交付されるとしている。よって、個あたりの補助金率の計算にあたり、補助金を配賦すべき対象は、受領者が製造、生産又は輸出した製品である (5. 296)。しかし、補助金付きの製品は、補助金交付国内に限るとはされていない。よって、外国生産についても交付されてよい (5. 297)。

したがって、対象の検討は、補助金措置の文言、設計、構造、運用、さらに受領者の生産作業の構造及び場所などを検討しなければならない (5. 298)。米国商務省は、サムスン社が受領した R&D 補助金について、当該事実を検討する必要があった (5. 299)。

本件においてサムスン社が受領者であることに争いはないが、その事実は、サムスン社の外国生産を除外することを意味しない。パネルは、受領者と補助金付き製品とを混同している (5. 300)。

パネルが容認した推定に基づく配賦も不適切である。すくなくとも、サムスン社が提出した証拠は、本件に関連性がある (5. 301)。また、米国商務省の推定に対する反論は、韓国政府が国内生産の枠を越えて補助金を交付すると明示した場合に限定している。これに基づき、サムスン社の提出証拠を却下している (5. 302)。政府の明示的意図のみを要因として個あたりの補助金額を計算することはできない (5. 303)。米国商務省は全ての関連する証拠を検討していない。かかる米国商務省の判断を認容したパネルの結論は不適切である (5. 304)。

以上、パネルは、受領者と補助金付き製品とを混同し、また、米国商務省の推定に基づく判断を容認することにより関連する全ての証拠の検討しないことを許容した。よって、パネル判断 (パラ 8.1.b.v (パラ 7.320)) を覆し、米国商務省は全ての関連する証拠を検討しなかったことにより補助金協定第 19.4 条及び GATT 第 6 条 3 項に不整合に行為したと判断する (5. 306)。

## IV. 考察

### A. ターゲットダンピングについて

#### 1. 米国ターゲットダンピングの経緯

米国商務省は、2006年に調査開始した韓国産塗工紙アンチダンピング調査に至るまで、ターゲットダンピングを適用しなかった<sup>41</sup>。その背景には、通常のW-W比較法においてゼロイングを適用していたことが挙げられよう。米国は、2004年に*US - Softwood Lumber V* 上級委員会<sup>42</sup>によりW-W比較法においてゼロイングを適用することは第2.4.2条に不整合とされた。その実施として、米国商務省はT-T比較法を採用してゼロイングを適用し、ダンピングマージンを計算したが、2006年9月、*US - Softwood Lumber V (Article 21.5-Canada)* 上級委員会により再び第2.4.2条に不整合とされた<sup>43</sup>。そして、2010年、実務を変更し、通常の当初調査においてゼロイングを適用しないこととしたのである<sup>44</sup>。

その一方で、塗工紙最終決定と同日の2007年10月25日、ターゲットダンピングの認定基準についてパブリックコメントを求めた<sup>45</sup>。2008年1月、新たなターゲットダンピング認定基準をNails アンチダンピング調査において適用し<sup>46</sup>、2008年4月に具体的な適用方法を公表した<sup>47</sup>。その後の実務対応経験の結果、2008年12月、商務省はターゲットダンピングの適用には柔軟性が必要であるとして、ターゲットダンピングに係わる規則を撤廃してしまった<sup>48</sup>。その後、個別事例<sup>49</sup>を通して修正されたターゲットダンピング認定方法がNails II法である。

2013年の中国産キサタンガム・アンチダンピング調査において、米国商務省は、それまでのNails II法に代え、新たなターゲットダンピング認定方法としてDP法を採用し、

---

<sup>41</sup> *Coated Free Sheet Paper from Korea: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 72 Fed. Reg. 60630 (October 25, 2007), *Issues and Decision Memorandum* at 5.

<sup>42</sup> 前掲註 38。

<sup>43</sup> 前掲註 13。

<sup>44</sup> *Antidumping Proceedings: Calculation of the Weighted Average Dumping Margin and Assessment Rate in Certain Antidumping Duty Proceedings*, 75 Fed. Reg. 81533 (December 28, 2010).

<sup>45</sup> *Targeted Dumping in Antidumping Investigations: Request for Comment*, 72 Fed. Reg. 60651 (October 25, 2007).

<sup>46</sup> *Certain Steel Nails from the United Arab Emirate: Notice of Preliminary Determination of Sales at Less Than Fair Value and Postponement of Final Determination*, 73 Fed. Reg. 3945 (Dep't of Commerce, January 23, 2008); *Certain Steel Nails from the People's Republic of China: Preliminary Determination of Sales at Less Than Fair Value and Partial Affirmative Determination of Critical Circumstances and Postponement of Final Determination*, 73 Fed. Reg. 3928 (January 23, 2008).

<sup>47</sup> *Memorandum to David Spooner "Post-Preliminary Determinations on Targeted Dumping"* A-520-802 and A-570-909 (April 21, 2008).

<sup>48</sup> *Withdrawal of the Regulatory Provisions Governing Targeted Dumping in Antidumping Duty Investigations*, 73 Fed. Reg. 74930 (December 10, 2008).

<sup>49</sup> たとえば *Polyethylene Retail Carrier Bags From Taiwan: Final Determination of Sales at Less Than Fair Value*, 75 Fed. Reg. 14569 (March 26, 2010);

2014年5月9日、この方法についてパブリックコメントを募集した<sup>50</sup>。このDP法が、韓国産大型家庭用洗濯機アンチダンピング第1回行政見直しに適用されたものである。

## 2. WTO 紛争解決における第 2.4.2 条第 2 文の検討の経緯

本件は、パネル、上級委員会が、調査当局のターゲットダンピングの判断についてアンチダンピング協定第 2.4.2 条第 2 文との整合性を判断した最初の事例である。

本件に先立ち、上級委員会は、*US - Softwood Lumber V* 事件において、複数の比較の一部のみを考慮することを正当化する根拠が第 2.4.2 条の文言にない限り、個別の価格比較の全ての結果の合計により調査対象産品全体のダンピングマージンを立証しなければならない、との判断を示した<sup>51</sup>。そして、*US - Zeroing (Japan)* 事件<sup>52</sup>において、第 2.4.2 条第 2 文が、当初調査におけるダンピングマージン計算の通常の方法を定める第 2.4.2 条第 1 文との比較として議論された。上級委員会は、第 2 文はターゲットダンピングに対処するために W-W 比較法及び T-T 比較法の例外として非対称比較法を規定しているとして、(i) 購入者、地域または時期における輸出価格が著しく異なるパターンの認定、(ii) W-W 比較法または T-T 比較法では当該差異を適切に考慮出来ないことの理由説明、の 2 要件を充足することにより W-T 比較法を適用できると説明した。さらに、上級委員会は、かかる説明義務の定めは W-W 比較または T-T 比較法によって適切にターゲットダンピングに対処できる場合があることを示唆している、と述べていた。また、第 2.4.2 条第 2 文の「個別の輸出取引」とはパターンを構成する輸出取引を意味しており、W-T 比較法の対象は当該取引に限定されるところから、ダンピングマージンを計算する取引の範囲は W-W 比較法・T-T 比較法の場合よりも限定されるものであり、ターゲットダンピングを覆い隠しているものを取り除くために認められる方法であるとの判断を示していた。

本件は、それらの議論を踏まえて、ターゲットダンピングについて、価格比較の対象となる輸出取引の範囲及びダンピングマージンの計算方法を明らかとしたものである。

## 3. W-T 比較法適用の範囲について

本紛争において、上級委員会は、ターゲットダンピングにおける正常価額と比較する対象は、パターン取引、即ち、特定の購入者（または地域もしくは時期）に対する輸出価格が他の購入者（または地域もしくは時期）に対する輸出価格と著しく異なる場合の当該特定の購入者（または地域もしくは時期）への輸出取引であり、非パターン取引を含まない

---

<sup>50</sup> *Differential Price Analysis: Request for Comments*, 79 Fed. Reg. 26720 (May 9, 2014).

<sup>51</sup> 前掲註 38、パラ 97。

<sup>52</sup> 前掲註 6。

との判断を示した。この判断に賛成する。上級委員会が指摘するように、第2.4.2条は、第1文で、通常の事例におけるダンピングマージンは全輸出取引についてW-W比較法またはT-T比較法により計算すると規定した上で、第2文では、パターン取引が認定されたときは、パターン取引と正常価額とを比較することができる、と規定している。かかる第2文の文言及び第1文からの文脈から、第2文はパターン取引に限定してダンピングマージンを認定することを定めたものと解釈することが自然である。

#### 4. パターン取引の特定方法

上級委員会は、ダンピングマージンの計算の基礎となるパターン取引の特定方法について、「パターン」との文言から、パターン取引に含まれる輸出取引は、明瞭な一定の規則性が認められる取引群であって、無秩序な価格差異の取引の集合ではないとの判断を示した。さらに、パターン取引は他の取引と比較して「著しい」価格差が見られるものであるところから、輸出価格が量的及び質的に著しく他の取引と異なることを立証することが求められており、調査対象製品の性質、対象の産業、市場の構造、競争の激しさなど個別事例の状況により、「著しい」と言えるか否かの質的分析を要するとの判断を示した。そして、米国の2方法はいずれも質的分析を欠いているとした。

この判断にも異論はない。米国商務省は、Nails II法、DP法のいずれにおいても、1グループの平均価格とその他の取引の平均価格との差異を計算して、一定量以上の差異が認められたときにパターン取引と判断しているに過ぎず、製品の特性、市場の特性から、かかる差異が著しいか否かについては一切検討していない。たとえば、価格差に極めてセンシティブな製品であれば、わずかな価格差であっても、「著しい」価格差と把握されることとなろう。他方、原材料原価が変動し、それに伴って輸出価格を含む製品の市場価格が変動した場合、時期による価格差は質的に著しいとは言えないであろう。米国商務省の手法は、かかる分析に欠けている。

この質的分析の欠如の問題は、米国商務省の現行手法であるDP法におけるCohen's dテストについて顕著である。たとえば、ある顧客への輸出価格は調査対象期間を通じて同一であったものの、当該顧客への価格が他の顧客への輸出価格から僅かに低いものであったに過ぎない場合、標準偏差1の値が小さく出る結果となるため、Cohen's dテストは「著しい」グループとして検出してしまう。DP法は、かかる価格差が製品の特性等から質的に著しいものであるか否かを検討しないため、ターゲットダンピングの認定範囲を不合理に拡大してしまうのである<sup>53</sup>。

---

<sup>53</sup> 上級委員会により、高価格はパターン取引の対象とならないとの判断がなされたため、具体的な問題はなくなったが、米国商務省のCohen's dテストでは、価格の高いグループと低いグループ双方を「パターン取引」と認定

他方、この質的分析の要請は、米国商務省に対し、ターゲットダンピングを個別事例に適用してダンピングマージンを認定するためには、米国市場の状況分析をおこなう、という全く新たな任務を課すものとなると思われる。Nails II 法、DP 法とも、商務省担当官が個別事例においてみずから情報分析及び判断を行うことなく、輸出・生産者から受領した輸出価格データをコンピュータプログラムに適用することにより、ターゲットダンピングの認定と、それに基づくダンピングマージンが自動的に生成されるように設計されている。今回の上級委員会の判断により、ターゲットダンピングを認定するためには、調査対象産品及びその同種の産品の米国市場の状況とパターン取引価格とを比較検討しなければならないこととされた。しかし、米国アンチダンピング調査手続きでは、米国市場の状況分析は、国内産業の損害分析の一環として米国国際貿易委員会（USITC）が担当している。米国商務省にそのような機能はなく、米国市場の状況に関する情報を収集する制度すらない。米国商務省がこの新たな要請にどのように対応するものであるか、今後、注視すべきである。

また、米国の手法では、1 グループ内の個別販売価格の間に一定の規則的で明瞭な形式または順列があるか否かを検討していない。本事例では、韓国はかかる論点の主張をパネル第1回意見書後に提出したため審理対象外とされた（パネル報告 7.82-7.84）。そのため、Nails II 法、DP 法のいずれも、かかる観点からのWTO協定整合性についての審理対象とされていないが、今後、ターゲットダンピングの適用の適否を検討するにあたり、この点の協定整合性を見逃すべきではないと思う。

さらに、米国商務省の示した 33%、66%という基準の根拠も不明である。当該数値の根拠について、何ら合理的な説明もなされておらず、また、AD 協定第 2.4.2 条第 2 文の根拠もない。

## 5. W-W 比較法が不適切である理由説明

米国は、第 2.4.2 条第 2 文は非ターゲット取引の輸出価格が正常価額を上回っている場合に、全輸出取引の価格比較に基づくダンピングマージン計算を要求する W-W 比較法ではターゲットダンピングが隠されてしまうとの説明を求めていると主張した。これに対し、パネルは、W-W 比較法及び T-T 比較法では不適切であることの説明として、購入者、地域または時期以外の要因により価格差が生ずるものではないことを説明する必要があるとされているとし、米国商務省の説明は個別の輸出価格間の価格差を覆い隠すという W-W 比較

---

してしまうため、結果として、比較したグループと、比較されたグループ（の一部）双方について、ターゲットダンピングと判断してしまうことがありえる。たとえば顧客が A, B, C という 3 社があり、C への販売価格が全体の平均価格に与える効果が僅少であった場合、A について B+C との比較で効果量が大きいのか検討し、B について A+C との比較で効果量を検討するため、A は実質的に B との比較で、B は実質的に A との比較で、それぞれ「価格差が著しい」グループと認定されてしまう可能性があるのである。

法の本質的特徴を説明したに過ぎず、W-T 比較法を適用する「説明」とはならないとした (7.60)。

このパネル判断には疑問がある。むしろ、米国の説明は、第2文の説明要件を充足しているのではないか。上級委員会は、第2文の説明条項はW-W 比較法、T-T 比較法のいずれも不適切であることの説明を行うことを要請しているとしてパネル判断を取り消す(5.76)に止まっている。米国商務省の説明が第2文の説明条項の要件を満たしているか否かは判断していない。

上級委員会は、この理由説明条項について、W-W 比較法又はT-T 比較法でパターン取引の差異が適切に考慮される場合があることを示しているとしている(5.50)。W-W 比較法は、全輸出価格の平均値を正常価額と比較した結果を合算するため、正常価額よりも低い個別輸出価格のプラスの価格差を、正常価額よりも高い個別輸出価格のマイナスの価格差が覆い隠してしまうという性質がある。だからこそ、第2文は、ターゲットダンピングが認定された場合に、全輸出取引の平均値ではなく、ターゲットへの輸出(即ちパターン取引)に限定して正常価額と比較するW-T 比較法の使用を認めて、パターン取引のみに基づいてダンピングマージンを計算することを可能としているのであろう。言い換えれば、この説明条項は、実質的に、W-W 比較法においてターゲットダンピングが覆い隠されるとの説明ができない場合には通常の方法であるW-W 比較法を用いることを求めているに過ぎないと思われる。

パネルの解釈では、購入者、地域または時期によるパターン取引の存在を判断した後に、W-T 比較法か通常の方法を適用するかを検討する段階で、改めて、他の要因による価格差を購入者、地域または時期に関わる価格差に帰責しないことを確認する、という2段階を経てターゲットダンピングを認定することを求めていることとなる。即ち、かかるパネル判断では、パターン取引の存在を認定した後に、そのパターン取引の原因が、購入者、地域または時期にあるのか、またはその他の要因によるものであるかの分析を求められていることとなる。しかし、第2文にはそのような不帰責義務の明示規定はない。また、説明義務という手続的規定から、かかる不帰責義務という実体法の義務を読み込むことはできないであろう。第2文は、購入者、地域または時期に関わるパターン取引の存在を認定した時点をもってターゲットダンピングの存在が認定されるとしていると考えべきである。

パネルは、「制度的な無視」の議論において、ターゲットダンピングを認定した場合に非パターン取引から計算されるプラスのダンピングマージンを合算することを否定しなかった。このため、パネルは、米国の説明では比較方法の違いによる同一の輸出データから算出されるマージンの多寡を述べているに過ぎなくなる、として否定して、辻褃を合わせるしかなかったように思われる。

## 6. ターゲットダンピングにおけるゼロイングは容認されるか。

上級委員会報告書において、ターゲットダンピングにおけるゼロイング適用の可否については、反対意見が述べられている。

多数意見は、第2.4.2条第2文は例外として非パターン取引をダンピングマージン額の計算から除外することを認めたにとどまり、パターン取引を構成する輸出取引のうち正常価額を上回る取引を無視することを認める規定は存在しない(5.152)として、パターン取引内のW-T比較法の結果にゼロイングを適用してダンピングマージンを計算することは禁止されている、との判断を示した。

これに対し、反対意見は、W-T比較法に基づく具体的なダンピングマージン計算方法は定められていないとして(5.192)、第2.4.2条により制限されていない限り、調査当局は個別比較の結果がマイナスである場合にそれをゼロと扱う「比較方法」を採用できるという前提に立つ(5.196)。その上で、第2.4.2条第2文が個別の輸出価格を正常価額と比較できるとしていることは、その段階で、輸出価格が正常価額よりも低いターゲットダンピング輸出に絞ってダンピングの判断を行うことを認めているものである、との解釈を示し(5.196)、第2.1条及び第2.4.2条第2文により、個別にダンピングが認定された輸出価格の比較結果のみを合算してダンピングマージン額を計算することが認められていると主張する(5.197)。さらに、その解釈の裏付けとして、*US- Softwood Lumber V(Article 21.5 - Canada)*上級委員会が、「第2.4.2条第1文の2つの比較方法におけるゼロイング適用は、調査当局がターゲットダンピングを構成するパターンを把握することができることとなり、第3の方法を無用なものとする」<sup>54</sup>と述べた点を指摘して、既に上級委員会は第2.4.2条第2文でゼロイングが認められる旨を表明しているとする(5.199)。

この反対意見の解釈は、第2文の条件節の文言解釈として疑問がある。第2.4.2条は、その第1文で、本条はダンピングマージンの存在を立証する方法を定めると明示的に規定している。そして、第2文で、W-W比較法、T-T比較法に代えてダンピングマージンの存在を立証する方法を定めている。同文の条件節で「輸出価格(群)」とは「異なる購入者、地域または時期の間で輸出価格が著しく異なる」ものと規定して、かかる輸出価格群が一つの価格パターンを構成すると認定された場合に、当該価格群にW-T比較法を適用することを認めて、ダンピングマージンの存在を立証することを認めているのである。第2文は、かかる輸出価格群を更に細分化して、その一部分についてダンピングを認定することを認めてはいない。したがって、多数意見の通り、かかる輸出価格群を更に細分化してダンピングマージンを計算することは認められていないと解釈することが正当と思われる。

---

<sup>54</sup> 前掲註13, パラ100。

また、反対意見が指摘した上級委員会報告書の部分は、その文脈から外れた引用であり、不適切である。US- *Softwood Lumber V(Article 21.5 - Canada)* 上級委員会<sup>55</sup>は、同事例のパネル判断に対する見解を述べたものである。同パネルは、T-T 比較法に基づくダンピングマージンの計算においてゼロイングは禁止されるとすると W-T 比較法における計算結果と数学的に同等となることから T-T 比較法ではゼロイングは禁止されていない、との判断を示していた。反対意見が引用した上級委員会報告書の部分は、かかる判断に対する反論の一つとして、パネル判断のように第 1 文の比較法である W-W 比較法、T-T 比較法においてゼロイングを認めてしまうと、当該方法により第 2 文のターゲットダンピングまで把握できることとなり、第 2 文を意味のない条項としてしまうと指摘したに過ぎず、第 2 文でゼロイングが許容されるとの判断を示したものではない。よって、本反対意見の引用は不適切である。

## B. 補助金について

### 1. 国内のわずかな地域を除外した場合も、地理的特定性は認められるか

本件において、韓国は、設備投資についての税額控除補助金は国土の 98%の地域における設備投資に交付するものであって、地理的特定性があるといえる程に地域を限定していない、と主張した。これに対し、パネルは、第 2.2 条は特定された地域が広いか狭いかといった要件を課していないとした一方で、同条の目的は政府が補助金の交付により資源を特定の地理的地域に向けさせて市場による配分に介入することにある、と述べて (7.273, 7.281)、かかる目的が地理的特定性の有無の判断の基礎にあるかのような判断を示した。

上級委員会は、補助金が交付される地域の規模の大小は第 2.2 条適用の基準とならないと明言した。補助金の対象から除外される地域は全土のわずか 2%であるとの韓国の主張に対して、上級委員会は、2%とはいえ、その地域の経済的観点からは重要であり、顕著に補助金受領資格を制限することができるとの事実を指摘したものの、国立公園を工業投資の対象外とすることも政策目的があるとし、かかる規制を用途規制等ではなく補助金を通じて行い、他の WTO 加盟国の国内産業に損害を与えている場合、補助金協定の規律が適用される、と指摘した。

ここで上級委員会が補助金交付の対象地域の経済的重要性について触れているが、これは、特定性を認定するためにその背景にある補助金の政策目的を検討しておくことを示唆しているものではなく、韓国の主張に応答したに過ぎないと思われる。上級委員会の示した国立公園の例からも、補助金の目的から第 2.2 条該当性を検討するかのようなパネル意

---

<sup>55</sup> 前掲註 13。

見を否定し、同条の適用の判断に補助金交付の目的分析は不要であることを明確にしたものと思われる。

## 2. 調査対象産品 1 単位あたりの補助金額を計算するための配賦計算について

### a. 補助金の交付時期

米国商務省は、補助金の交付後に補助金が対象とする行為が行われた場合についてのみ、当該産品に「結び付いた」補助金と認定して、補助金額を当該産品に配賦する一方、行為後に補助金が交付された場合など、かかる結び付きの認められない補助金は受領者の全生産に配賦していた。上級委員会は、補助金協定第 19.4 条が要請する調査対象産品 1 単位あたりの補助金額を計算するため、調査当局は、補助金を交付する措置の設計、構造、運用及びその他補助金を取り巻く関連事実を検討して、GATT 第 6 条 3 項に定める「製造、生産又は輸出について直接又は間接に与えられる奨励金又は補助金」であるか否かを判断することが求められているとした(5. 267)。即ち、補助金が調査対象産品の生産増又は販売増の促進を期待できる方法で働いていたか否かであるとの判断基準を示し、米国商務省の方法は、補助金協定第 19.4 条及び GATT 第 6 条 3 項に不整合と判断した。

この上級委員会の判断に合意する。補助金の問題点は、その交付により特定の製品価格が歪曲されることにあるが、補助金協定 19.3 条は、補助金が特定の産品に係わり交付された場合、その輸出価格は補助金額分について引き下げられるという前提に立って<sup>56</sup>、1 単位あたりの補助金額相当の相殺関税を課すことを認めていると考えられる。交付された補助金により実際に輸出価格が引き下げられたことの証明は求められていない。実際の補助金の交付時期の前後関係、また、受領者による補助金の実際の用途は何ら問題とされていないのである。したがって、補助金により裨益していると考えられる産品の範囲は、当該補助金がいずれの産品の生産・販売を原因として交付されることとされていたか、により判断されるべきである。

### b. 国外生産への補助金額の配賦

上級委員会は、R&D 補助金が全世界での生産行為に結び付いている場合には、当該生産まで含めて、補助金額を配賦すべきであることを示した。その理由として、GATT 第 6 条 3 項は補助金の与えられる産品を国内の産品に限定していないことを挙げた(5. 297)。

---

<sup>56</sup> また、上級委員会は、補助金付き輸入による損害の因果関係の立証において、交付された補助金額と輸入国の国内産業の損害との因果関係を認定することは求められていないとの判断を示している。*Japan - Countervailing Duties on Dynamic Random Access Memories from Korea* 上級委員会報告書, WT/DS336/AB/R and Corr. 1, adopted 17 December 2007, DSR 2007:VII, p. 2703, パラ 264。

この判断も、補助金の対象とされている製品に対して補助金を配賦するという原則に従ったものであり、特段の異論はない。但し、米国が指摘した通り、補助金を受領した親会社と外国子会社との間では、ロイヤルティーの受領、移転価格問題などから、補助金が自動的に外国生産へ移転（パススルー）されるものと考えられるものではない。かかる場合、補助金の利益が当該製品にはもたらされていないと考えるべきではないか。実務では、かかる観点を含め、調査において入手できた全ての証拠を十分に検討する必要があるだろう。

他方、この判断は、補助金交付国外に配賦された補助金により生産された、第三国産品に対して、相殺関税を課すことができるか、という問題を提起する。補助金協定第 13 条は、補助金交付国と生産国とが異なる場合を想定していないように思われる。今後の課題である。

以 上